

○新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組
 > 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護事業所等のサービス継続支援

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者の確保に関する事業分)) 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3878)

令和5年度当初予算案 137億円の内数 (137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

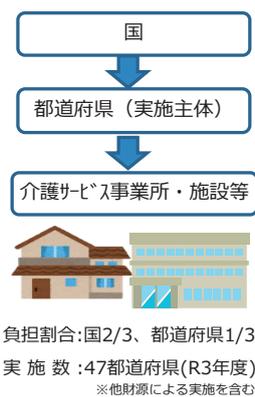
1 事業の目的

- 1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
 - 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 - ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められることから、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。
- 2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
 - 都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

2 事業の概要

- 1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
 - 【助成対象事業所】
 - ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
 - ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
 - ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】
 - 【対象経費】
 通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成
 - ① 緊急時の介護人材確保に係る費用
 - ・ 職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
 - ※ 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
 - ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用
 - ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
 - ③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
 - ・ 感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用
- 2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
 - 【対象経費】 都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

3 実施主体等



> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

拡充 抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費 健康局結核感染症課 (内線2097)

令和5年度当初予算案 50億円 (49億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。この備蓄目標から流通備蓄分1,000万人分を除き、国と都道府県で均等に備蓄する。

2 事業の概要、実施主体

	オセルタミビル (タミフル、オセルタミビルサワイ)		ザナミビル (リレンザ)	ラニナミビル (イナビル)	ペラミビル (ラビアクタ)	パロキサビル (ゾフルーザ)	合計
	(万人分)						
	カプセル	ドライシロップ					
国備蓄分	510	294.5	119.5	637	45.5	143.5	1,750
都道府県備蓄分	510	294.5	119.5	637	45.5	143.5	1,750
流通備蓄分	290	170	70	360	30	80	1,000
合計	1,310	759	309	1,634	121	367	4,500

備蓄薬の種類については、厚生科学審議会感染症部会決定(令和4年5月20日)を踏まえ、既存のオセルタミビルのカプセル及びドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル並びにペラミビルに加え、パロキサビルの備蓄を行い、多様化を図る。各薬剤の備蓄割合については、市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度等を踏まえる。

⇒ 令和5年度中に一部有効期限切れにより国の備蓄目標(1,750万人分)を下回るため、不足分について購入する。(令和3年度実績: 1,750万人分を備蓄中)

拡充

保健所等の機能・体制強化（地方衛生研究所の人材育成モデル事業の全国展開等）

令和5年度当初予算案 8.3億円（6.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 今後、新興・再興感染症のパンデミックが発生した場合に十分な対応ができるよう、地方衛生研究所や保健所等の体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ① **地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
地方衛生研究所の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等を全国規模で実施する。
- ② **健康危機管理体制：派遣等に関する経費**
IHEAT（※）要員に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行うほか、有事の際の地域保健活動に必要な派遣等にかかる経費の支援を行う。
※健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された医師、保健師、看護師等の外部の専門職が、保健所等の業務を支援する仕組み。
- ③ **保健所：保健師に関する研修【増額】**
保健所等における公衆衛生対策の中心を担う保健師に対し、健康危機発生時に統括的な役割を担うための知識及び技術を習得するための研修会等を実施する。

等

3 実施主体等

- ① **地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
- ② **健康危機管理体制：派遣等に関する経費**
実施主体：都道府県、政令市、特別区
補助率：・IHEATの整備や研修等に要する経費 国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
・有事の際の派遣等の費用 国10/10
事業実績：令和3年度までのIHEAT登録者数 約3,500人
- ③ **保健所：保健師に関する研修【増額】**
I. 研修実施）
実施主体：国
II. 自治体職員のパイプ）
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
事業実績：自治体向け保健師に対して6種の研修の実施

新規

抗菌薬確保支援事業

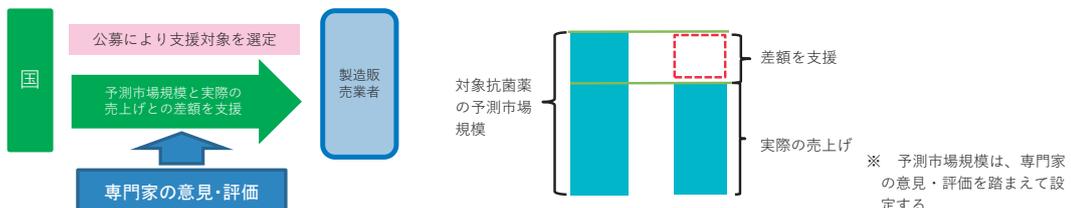
令和5年度当初予算案 11億円（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- 薬剤耐性（AMR）による死者数は今後増大するとされている。（※1）
（※1）AMRに起因する死者数は低く見積もって世界で70万人。何も対策を取らない場合（耐性率が現在のペースで増加した場合）、2050年には1,000万人の死亡が想定されている。（Antimicrobial Resistance in G7 Countries and Beyond, G7 OECD report, Sept. 2015）
- 耐性菌に対する新たに承認された抗菌薬の数は近年減少傾向である。（※2）
（※2）日本の抗菌薬の承認数は1990年～1999年27剤、2000年～2009年16剤、2010年～2019年11剤。
- 新規抗菌薬の開発には、多額の費用を要するが、高い薬価がつかないなど収益性が低いこと、また、使用量を適正な水準にコントロールすることが求められる抗菌薬の特性（※3）による販売での制約といった収益見性の低さから、製薬企業の参入ハードルは高くなっている。
（※3）抗菌薬が必要でない病態に投与するなどの不必要な使用や投与量・投与期間が標準的な治療から逸脱した不適切な使用を行うと、耐性菌が増加し、結果として抗菌薬が使用できなくなる。
- 2021年にイギリスで開催されたG7の保健財務大臣会合では市場インセンティブについて議論を行い、実施を各国に強く呼びかけた。
- 現在、スウェーデン、英国で市場インセンティブの試行プロジェクトが進行中である。（他に米国が現在検討している。）

2 事業の概要・スキーム

- 我が国においても、抗菌薬による治療環境を維持しつつ、国際保健に関する国際的な議論で主導的な役割を果たすため、市場インセンティブのモデル事業（企業が国の薬剤耐性対策（販売量の適正水準維持）に協力することで生じる減収に対して、一定額の収入を国が支援すると同時に、抗菌薬の開発を促す仕組み）を実施する。
- 支援対象として、公衆衛生上脅威となる薬剤耐性菌の治療薬を選定し、日本における市場インセンティブの実現可能性を具体的に検証することを目標とする。
- 抗菌薬の適正使用を保ちつつ、新規抗菌薬の開発を促進し、耐性菌の治療の選択肢を確保することに資する。



臨床研究・治験推進研究事業 (アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業)

令和5年度当初予算案 3.9億円 (3.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面(現地教育研修)及びハード面(現地拠点構築)の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業において整備した基盤の継続性の確保及び更なる拠点の整備を推進するとともに、臨床研究中核病院を中心とした国内の臨床研究支援人材育成強化に取り組むことにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。
- 特に、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(令和3年6月1日閣議決定)において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い(数千例から数万例規模)といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進

日本主導の国際共同治験の強化

治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 補助率: 10/10 事業実績: 2課題採択(令和4年度)

○医療分野・介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進
➤電子カルテ情報の標準化の推進等

拡充 電子カルテ情報の標準化の推進
(高度医療情報普及推進事業)

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線2683)

令和5年度当初予算案 83百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療の質の向上を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。
 - 1 標準病名マスター
 - 2 手術・処置マスター
 - 3 臨床検査マスター
 - 4 医薬品HOTコードマスター
 - 5 看護実践用語標準マスター
 - 6 歯科病名マスター
 - 7 歯科手術・処置マスター
- 事業の拡充としては、各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託: 公募等により決定する事業者

4 事業実績

◆ 利用状況: 65,803件 (77,067件)

※ 令和3年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和2年度分

電子カルテ情報の標準化の推進 (保健医療情報利活用推進関連事業)

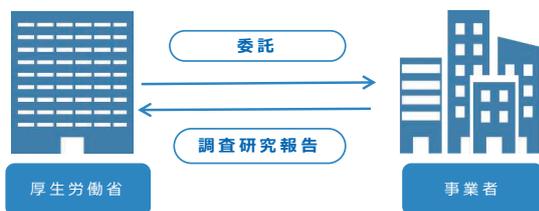
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線2683)

令和5年度当初予算案 5.3億円 (5.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ データヘルス改革工程表に基づき、「患者自身の保健医療情報を閲覧できる仕組み及び全国で医療情報を確認できる仕組みの整備」や「電子カルテ情報の標準化」の取組を進めてきたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」の取組を進めることが明記されている。このため、異なる電子カルテの医療機関同士でも医療情報が共有できるよう、必要な電子カルテ情報を速やかに標準化し、その情報を全国の医療機関等及び患者本人が安全に閲覧できる仕組みの構築等を加速する。また、これらの情報を利活用する環境整備等に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



(実施主体) 一般競争入札等により決定する事業者
(対象経費) 委託費(人件費、謝金、旅費など)
(補助率) 定額

3 事業実績

◆ 委託数: 6件 (4件)

※ 令和3年度委託実績件数、括弧は令和2年度分

新規 電子カルテ情報の標準化の推進 (保健医療情報拡充システム開発事業)

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室 (内線2683)

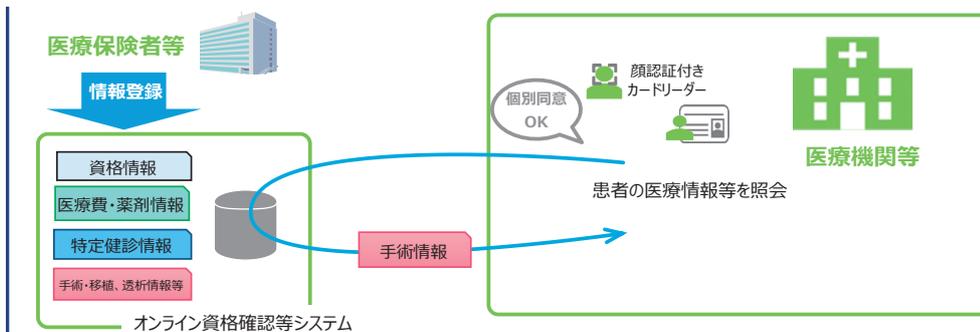
令和5年度当初予算案 7百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、「医療・介護分野での情報利活用の推進」では、「医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み」として患者本人が閲覧できる情報を本人同意の上で医療機関等でも閲覧可能とする仕組みを順次整備していくこととされている。

○ 医療情報の中で手術情報は、他の情報よりも病名を推察することが容易であること等から、別画面で個別に同意を得る仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体: 社会保険診療報酬支払基金

医療分野におけるDXを踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進

拡充

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
(内線2683)

令和5年度当初予算案 1.0億円(50百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃被害が増加（ランサムウェアにより、長期にわたり診療が停止した複数の事例が発生）したことから、医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。
- 新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）のなかで、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について、最新の技術的な動向、多様化・巧妙化する医療機関へのサイバー攻撃を状況等を踏まえて、2022年度中に見直す。」とされており、ガイドライン見直しに伴うサイバーセキュリティ対策事業の拡充が必須である。

2 事業の概要・スキーム

専門家の派遣による感染原因の特定や対応の指示などの初動支援体制の強化やこれまでのサイバーセキュリティ研修に加えて、サイバー攻撃を想定した訓練の拡充など、より実用性のある研修を実施する。
その他にガイドラインの改定に伴う必要な対策を行う。

3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

4 事業実績

- ◆ 研修受講者数：697人（700人）
- ※ 令和3年度実績、括弧は令和2年度

ICTの進展等を踏まえた薬局DXの推進、対人業務の充実等

新規

ICTの進展等を踏まえた薬局機能の高度化推進事業（薬局DX）

医薬・生活衛生局総務課（内線4213）

令和5年度当初予算案 62百万円（-） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

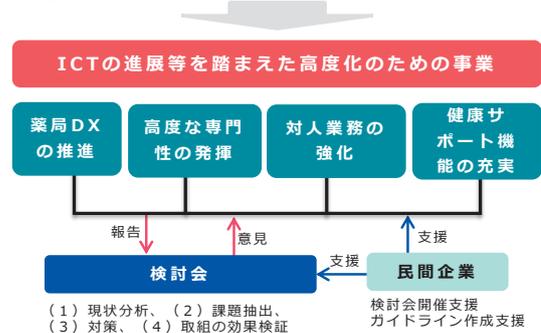
本格的な少子高齢化が到来し、また、地域包括ケアのさらなる進展が求められる。このため、リフィル処方箋への対応を含め、薬局薬剤師は薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、セルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に取り組む必要がある。また、オンライン服薬指導、データヘルス改革、電子処方箋等の導入など、薬局のICTの進展への対応が必須となる。
このような点を踏まえ、①薬局DXの推進、②対人業務強化のためのガイドライン作成、③高度な専門性の発揮、④健康サポート機能の観点で対策を実施する。さらに、現状の分析やこれらの取組の効果を検証する検討会を開催する。これらの成果を地域レベルで活用するとともに、診療報酬での対物業務から対人業務への評価のシフトにおける対人業務の評価のあり方の基礎とすることにより、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

（1）薬局高度化のための4つの事業

- ① 薬局DXの推進**
情報通信機器等の活用する先進的な薬局の取組の有用性を検証。
(例：電子版お薬手帳等のPHRやウェアラブル端末を利用し、効果的かつ継続的な指導、医療機関との連携等による影響。)
 - ② 高度な専門性の発揮**
薬剤師が様々な患者の服薬情報や患者の生活情報を活用して薬剤の見直しを行う「薬剤レビュー」の実施に係る研修等を行う。
 - ③ 対人業務を強化するためのガイドライン作成**
患者の疾患や使用する医薬品の特徴をとらえた服薬指導やフォローアップ等の実施に関するガイドラインを学会等と連携して作成。
 - ④ 健康サポート機能の充実**
①自治体と薬局が連携して実施する健康サポート活動や、②薬局が医療機関と情報共有や受診勧奨などで密接に連携してセルフメディケーションの支援を行う取組について、患者アウトカムを検証。
- （2）効果の検証等を行う検討会**
4つの事業の効果検証に加え、薬局の在り方に関する現状分析、課題抽出を行う検討会を実施する。
・現状分析
・課題抽出（好事例が均てん化しない理由の分析、対策案の検討等）

①薬剤師の患者へのサービスのさらなる充実、②セルフメディケーション推進、③データヘルス、電子処方箋、薬局のICT対応



3 実施主体等

- (1) 国（関係団体等に委託）
- (2) 国（一部業務は民間企業に委託）

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和5年度当初予算案 6.1億円（8.0億円） ※()内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度））

1 事業の目的

※デジタル庁計上 ※令和4年度第二次補正予算額 5.1億円

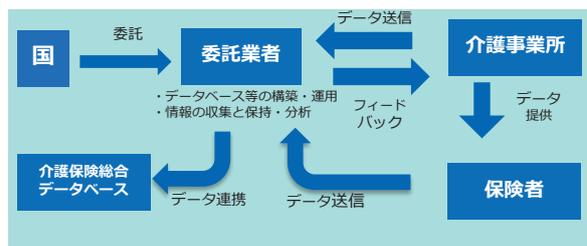
- 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において示された、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、令和2年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価等につなげるとともに、次期からの介護報酬改定の議論に活用する予定。
- ケアの質の向上等につなげるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。

主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○ システム基盤の統合		
○ 認証機能等の見直し	報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化	
データヘルス改革工程表関連：顕名情報の収集に向けた機能改修		

事業スキーム



- 実施主体：株式会社等

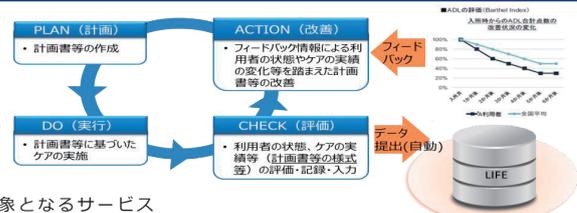
- 事業実績：入札により落札した2者(※)が上記事業を実施。
(※)開発・運用保守と工程管理で別の事業者が実施

【参考】科学的介護情報システム（LIFE）

- 介護施設・事業所が、**介護サービス利用者の状態**や、行っている**ケアの計画・内容**などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該施設や利用者**にフィードバック**される情報システム。介護施設・事業所では、提供されたフィードバックを活用し、PDCAサイクルを回すことで、介護の質向上を目指す。
- 令和3年度介護報酬改定において、一部の加算について、LIFEへのデータ提供等を要件とした。

LIFEにより収集・蓄積したデータの活用

- ・ LIFEにより収集・蓄積したデータは、**フィードバック情報としての活用**に加えて、**施策の効果や課題等の把握**、見直しのための分析にも活用される。
- ・ LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことにより、**エビデンスに基づいた質の高い介護の実施**につながる。



（参考）LIFEへのデータの提出を要件としている項目と収集している情報、対象となるサービス

加算の種類	科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)(B)(ロ)	理学療法・作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	自立支援促進加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	栄養アセスメント加算	口腔衛生管理加算(Ⅱ)
収集している情報	ADL栄養の状況 認知症の状況 既往歴 処方薬等	機能訓練の目標 プログラムの内容等	ADL	ADL、IADL、心身の機能、 リハビリテーションの目標等			褥瘡の危険因子 褥瘡の状態等	排尿・排便の状況 おむつ使用の状況等	ADL 支援実績等		薬剤変更情報等		身長、体重、低栄養リスク、 食事摂取量、必要栄養量等		口腔の状態 ケアの目標 ケアの記録等
介護老人福祉施設	○	○	○				○	○	○				○		○
地域密着型介護老人福祉施設	○	○	○				○	○	○				○		○
介護老人保健施設	○			○			○	○	○		○		○		○
介護医療院	○					○		○	○			○	○		○
通所介護	○	○	○											○	○
地域密着型通所介護	○	○	○											○	○
認知症対応型通所介護(予防含む)	○		○(予防を除く)												○
特定施設入居者生活介護(予防含む)	○	○	○(予防を除く)												○
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○												○
認知症対応型共同生活介護(予防含む)	○														○
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	○														○
看護小規模多機能型居宅介護	○						○		○						○
通所リハビリテーション(予防含む)	○					○(予防を除く)									○
訪問リハビリテーション	○					○(予防を除く)									○

科学的介護に向けた質の向上支援等事業

令和5年度当初予算案 41百万円（41百万円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和4年度第二次補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 科学的介護情報システム（LIFE）の情報を利活用することで、介護現場でのPDCAサイクルを推進するための好事例を収集。
- 全国へ展開するためのマニュアルを策定することに加え、LIFE等の利活用に知見を有する市町村・事業所職員を養成するための研修資料を作成することで、科学的介護の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

国（委託事業）

- ・ 好事例を収集するため、事業所を訪問
- ・ LIFEの活用手法等について、好事例集等を策定
- ・ LIFE等の利活用に知見を有する事業所・市町村職員を養成するための、研修資料作成を実施

保険者

- ・ 保険者による介護事業所におけるLIFEを用いた適確な情報の利活用のための支援に資するよう、自治体職員等が事業に参加

事業所

- ・ LIFE等を活用し、データを用いたPDCAサイクルの推進を実施
- ・ 研修を受けた事業所・自治体職員等による、周知・普及・助言等の支援を実施

事業予定		
令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ 好事例の収集	○ 好事例の収集 ○ マニュアル・研修会の実施 ○ 拠点の構築を含めた体制整備の検討	○ 事業所へのLIFE等利活用に関する知識及び技能の普及

○ 事業スキーム

国

→ 委託

受託業者

→

市町村

○ 実施主体：株式会社等

○ 事業実績：入札により落札した1者が上記事業を実施。

* 医療情報化支援基金による支援

医療情報化支援基金による支援

保険局医療介護連携政策課 保険データ企画室（内線3228）
 医薬・生活衛生局総務課（内線2913）

令和5年度当初予算案 289億円（735億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援している。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
- ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援
- ③ 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【対象事業①オンライン資格確認の導入について】

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月12日施行）に基づき、顔認証付きカードリーダーを支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）。
 - 令和2年3月に実施要領を定め、診療所等は3/4補助、病院は1/2補助等とした。
 - 骨太方針2022（令和4年6月7日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す」とされたことに基づき、義務化に伴う補助の拡充を行ったことで、追加的に必要となった財源を措置する。
- ※拡充措置：診療所等は定額補助、病院は補助上限額の引上げ
- 訪問看護ステーションや職域診療所での診療においても、オンライン資格確認を導入できるように、システム整備を支援するため、医療情報化支援基金を拡充する。

【対象事業③電子処方箋の導入について】

- 令和5年1月の電子処方箋導入に向けて医療機関・薬局が電子処方箋導入に必要なシステムの改修経費等を医療情報化支援基金を活用し支援を行っている。
- 令和5年度導入分の補助率を診療所等は1/2補助、大規模病院・病院は1/3補助、大型チェーン薬局は1/4とするため医療情報化支援基金を拡充する。

実施主体：社会保険診療報酬支払基金



新規

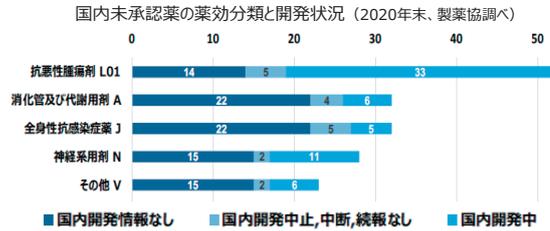
希少疾病用医薬品審査等推進費

医薬・生活衛生局
 医薬品審査管理課
 (内線4234、2746)

令和5年度当初予算案 37百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 欧米で希少疾病用医薬品として指定されているものが、**日本では希少疾病用医薬品に指定されず、日本での開発の遅延や日本が国際共同開発に参加できない**などの問題が生じている。
- 日本で指定数が限定的な理由として、
 - ① 開発早期の段階では、指定要件である「特に優れた使用価値を有するもの」かどうかの判断が難しく、様々な文献等の精査の業務量が大きいことに加え、
 - ② 指定に係る評価やその後の開発相談等に対応するための**PMDAの体制が十分でない**こと、がある。



希少疾病用医薬品の指定に係る相談、指定の評価等に対応するための**PMDAの業務体制の整備**を行う。

(参考) 現状、希少疾病用医薬品の指定数は20~30件/年。指定に至らないものも20件/年程度あり、いずれも相談対応が行われる。

2 事業の概要・スキーム

- 開発企業からの
 - ・希少疾病用医薬品の指定に係る相談の対応 (厚労省と共同)
 - ・指定に係る評価書作成の支援
 - ・指定後の開発相談等の業務の支援
 を行う嘱託職員を、**PMDAの審査部に配置**。
 (国内未承認薬の多い抗がん剤、感染症、神経系、代謝性疾患の各分野を中心に割り振ることを想定。)
- (なお、本予算事業の他に、指定基準の考え方の整理や指定後の取り扱いの合理化等を含めてパッケージとして進める予定。)

3 実施主体等

- PMDA (主として新薬審査部)
 - ・指定に係る相談・評価等の支援 (文献情報の整理、類薬の開発状況の調査等) により、職員を支援する嘱託職員の人件費 (4名、100%補助)

新規

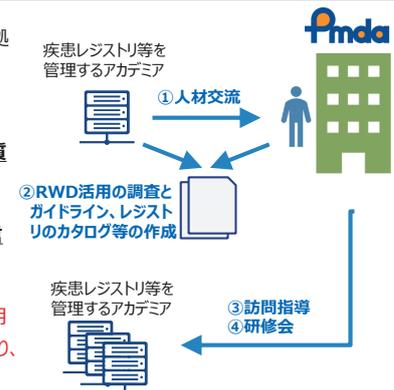
リアルワールドデータ活用促進事業

医薬・生活衛生局
 医薬品審査管理課
 (内線4234、2746)

令和5年度当初予算案 33百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリなどの医療データ (RWD; Real World Data) を薬事申請で活用するには、それに依拠して安全性・有効性の評価ができるよう、**高い水準でのデータの品質管理・信頼性保証が求められる**。
- しかしながら、現状、**知識の普及や経験の蓄積が十分**とは言えない。薬事申請に使用できるようなRWDを国内で整備していくためには、**疾患レジストリ等の管理者側が、承認審査において求められる品質管理や信頼性保証について十分に理解した上で疾患レジストリ等を構築・運営する必要がある**。
- また、一方で、PMDAの調査員が、**疾患レジストリ等の管理の現状を理解し、実態に則した指導・助言を行うことも必要**。
- **大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストとPMDAの調査員が一体**になって、RWD活用における課題解決を図るとともに、**RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の整備**を行うこと等により、RWDの品質管理・信頼性保証に関する知識の普及を図る。



2 事業の概要・スキーム

- 大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストが、PMDAと人材交流を行い、薬事水準の**信頼性確保の方策等について学ぶ** (PMDA職員が指導等に当たる。)
- 併せて、所属する大学等において、**RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の作成**を行う。
- PMDA職員が疾患レジストリ等への訪問指導及び研修会を実施。

3 実施主体等

- 大学・大学院、国立高度専門医療研究センター
 - ・人材交流 (4機関。がんセンター等を想定。)
 - ・ガイドライン等の作成費用
- PMDA (信頼性調査部門)
 - ・訪問指導 (人材交流対象機関を想定) 及び研修会 (その他機関も参加可能) の開催費用
 - ・人材交流対象者の指導等に当たる職員の人件費

後発医薬品の品質確保（GMP管理体制強化等事業）

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

令和5年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、一部の後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生しており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっている。
 - 当該事業では、二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 当該行政処分事例に係る第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県における調査員の教育及び情報共有などにより、調査能力の向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにする。
- 医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- PMDAにおいて、国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、すべての関係者を対象として、GMPに関する講習会を開催し、業界全体のレベルアップ及び意識向上を図る。

実施主体：PMDA



後発医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線4234、2737)

令和5年度当初予算案 12百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーにおいては、GMP不備に加え、後発医薬品等の承認申請に係るデータの改ざん等が確認された。このような事案の発生により後発医薬品等に対する信頼性に疑念を持たれる状況になっていることから、その信頼の回復を図る必要がある。
- 一部の後発医薬品メーカーにおいて発生した後発医薬品の承認申請に係るデータの改ざん等の原因としては、後発医薬品の承認申請スケジュールに間に合わせるために試験実施の日付の改ざん等を行うなど他の後発医薬品においても生じうることが考えられた。一事業者の問題にはとどまらず、後発医薬品全体の問題として、承認審査時において、承認申請資料の適合性調査の体制を強化することにより、後発医薬品の信頼性の確保を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 後発医薬品の承認申請に係るデータ（安定性試験、臨床試験等）の適合性調査については、申請品目数の多さを背景に、限られた範囲の調査にとどまっていたが、調査手法を見直すとともに、実地調査の対象品目数を増やすことにより、適合性調査の強化を行う。その強化に必要な人員体制を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に確保する。

3 実施主体等

- PMDA（主としてジェネリック医薬品等審査部）
 - ・適合性調和を実施する職員の人件費（2名、50%補助）

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬・生活衛生局
医薬安全対策課
(内線2749)

令和5年度当初予算案 11百万円 (11百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーの品質管理問題を発端に、後発医薬品に対する国民の不信感が増している。
- 後発医薬品の普及は、医療費の削減において重要であり、引き続き国策として推進していく必要があるが、後発医薬品の信頼性に不安がある状況では、後発医薬品の処方が進まなくなるとともに、患者自身も薬局等で後発医薬品への切り替えを拒否するおそれがあり、後発医薬品の普及を進める上で、大きな障壁となるおそれがある。
- 後発医薬品における製造工程の適正化及び品質管理については、製造販売業者への行政指導等を徹底し、引き続き監視を続けるが、国民の後発医薬品への不安を解消するためには、後発医薬品の安全性について科学的エビデンスを収集し、問題がないことを根拠に基づき説明することが重要である。
- 後発医薬品の製造販売業者は、先発医薬品の企業に比べてリソースが少なく、市販後の安全性情報が集積されにくいという特徴があり、また、現時点では医師や薬剤師等の医療関係者を始めとして国民の信頼を失っている状況にある。そこで、検体検査値のデータを取得可能な医療情報データベースであるMID-NETを活用して、国自らが後発医薬品の安全性情報を効率的に収集・評価して、医療現場への適正な情報提供につなげることで、後発医薬品に対する国民の信頼を回復し、後発医薬品の安全対策及び普及の推進に寄与することができる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価のイメージ>

後発医薬品の処方実態

例) 初回処方時における腎機能障害患者の重症度比較

Ccr(mL/min)値	腎機能障害患者の重症度比較				
	50>	26~50	10~25	<10	
先発医薬品 (296人)	人 198 (%) (67%)	68 (23%)	30 (10%)	0 (0%)	
後発医薬品B (209人)	人 132 (%) (63%)	52 (25%)	25 (12%)	0 (0%)	

後発医薬品の安全性

例) 初回処方後の肝機能・腎機能異常発現リスクの比較

	肝機能異常発現		腎機能異常発現	
	発現数	発現割合	発現数	発現割合
先発医薬品 (296人)	5	1.7%	12	4.1%
後発医薬品B (209人)	3	1.4%	9	4.3%

添付文書での注意喚起等を踏まえて適正に処方されているかどうかを確認

リスクに差があるかどうかを確認

実施主体：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
補助率：1/2補助



事業の概要：

- MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価

後発医薬品を対象として、医薬品の安全性評価に必要な科学的エビデンスを、MID-NETを活用して効率的に収集・評価することで後発医薬品の信頼性回復に繋げる。

事業実績：

令和4年度「MID-NETを用いたスタチンに属するジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施予定。

薬物乱用防止・大麻に関する制度見直しを踏まえた環境整備

拡充

薬物乱用防止・大麻制度見直しに関するデジタル広報啓発事業

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2796)

令和5年度当初予算案 79百万円 (60百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月薬物乱用対策推進会議)において、「目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられている。

大麻事犯については、検挙人員が5年連続過去最多を更新し、中でも検挙人員の約7割が30歳未満であり、特に若年層における大麻乱用の拡大が顕著である。近年においては、特にSNS等を使用して情報共有が容易になっており、乱用される薬物の取引形態が多様化・巧妙化していることから、デジタルツールによる情報収集に長けた現代の若年層に対して、新たな広報啓発が必要となっている。

また、現在、小委員会を設置するなど大麻取締法等の制度改正に向けた議論をしており、この制度改正を正しく周知する必要がある。よって、新たな広報啓発の方法として、デジタルツールを活用し

- ハイリスク層をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた薬物乱用防止の広報啓発
- 一般層をターゲットとした、①不正大麻の正しい知識の普及啓発、②大麻由来医薬品等の正しい知識の普及及び適正使用の促進、③日本の伝統的麻文化の紹介等

を行うことを目的とする。

令和3年度はハイリスク層をターゲットとし、短期間(1ヶ月程度)のパイロット事業として実施。令和4年度では期間の拡充を行い、令和5年度では、これまでのハイリスク層に加え、一般層への制度周知を目的とした広報啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- (ア) 啓発対象者 (ハイリスク層向け・一般層向け) の検討 (イ) 対象者に有効なコンテンツの作成 (ハイリスク層向け、一般層向け)
(ウ) 多種にわたる媒体での配信 (Twitter、Youtube、Google等) (エ) 効果検証

- ターゲットに応じた有用なコンテンツの作成
 - ・ハイリスク層が興味を持つようなもの
 - ・知名度のあるキャラクターや人気俳優等を起用し、広く一般に関心を持つもの
- インフルエンサー、YouTuber等による情報拡散等



ハイリスク層がより興味を持つような広告を掲載

広く一般に、制度改正に興味を持つような広告を掲載

ハイリスク層を啓発ページに誘導し、薬物乱用防止の啓発を図る。

一般層に対して、薬物乱用防止を周知しつつ、制度改正の周知を行う。

- デジタルなので、クリック数・率、サイトの滞在時間、動画視聴回数等から効果検証が可能

3 実施主体等

国

4 令和3年度事業実績

1ヶ月という短期間で、約1200万回ユーザーの手元で広告が示され、約8.4万人が自らの意思で能動的に啓発コンテンツに流入した。

新規

SaMD (プログラム医療機器) 米国調査及び国内制度整備事業

令和5年度当初予算案 37百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、人工知能技術等の最先端の技術を活用したプログラム医療機器 (SaMD) の医療への応用が急速に進み、画像を用いた診断を支援するソフトウェアや、日常生活習慣を含む患者行動の改善を促して治療効果を高めるアプリ等が既に実用化され、医療の高度化・質の向上に寄与している。
- これらSaMDの開発はプログラミングを基本とするため、開発スピードは通常の医療機器よりも速く、かつ承認取得後の変更・改良 (アップデート) も頻繁に行われるため、SaMDの適時適切な実用化を図るには、その特性を踏まえたSaMD固有の承認審査の仕組みが必要である (参考参照)。
- そのため、SaMD開発者の設計能力及びアップデート時のリスクマネジメント能力などを確認することにより、個々のSaMD審査を簡略化する制度の導入を検討している。
- その一環として、令和4年度に開発側の意見も聴きつつ制度の骨格部分の設計を行った上で、令和5年度に新たな承認審査制度の運用に必要な指針等を策定する。

(参考) 規制改革実施計画 (令和4年6月7日 閣議決定)

SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど、一定範囲のアップデートについて、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況をPMDAが予め開発事業者を確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。

(SaMDの例) 大腸病変の腫瘍/非腫瘍の判別を支援 (H30.12承認)



2 事業の概要・スキーム

1. 米国FDA等の諸制度の現状調査 (米国FDAのPre-Cert制度及びPCCP制度に係るガイドライン等)
2. SaMD開発企業の認定基準、SaMD審査ガイドライン、市販後に継続して行う製品の有効性・安全性の評価等の指針等の策定
3. AI医療機器の承認取得後の追加学習及び性能の評価・検証等に係る計画書の作成ガイドライン等の策定

3 実施主体等

実施主体：国立医薬品食品衛生研究所

○科学技術力向上・イノベーションの実現

プログラム医療機器の実用化の促進

新規

医療用医薬品供給情報緊急調査事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (内線4472、2588)

令和5年度当初予算案：15百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

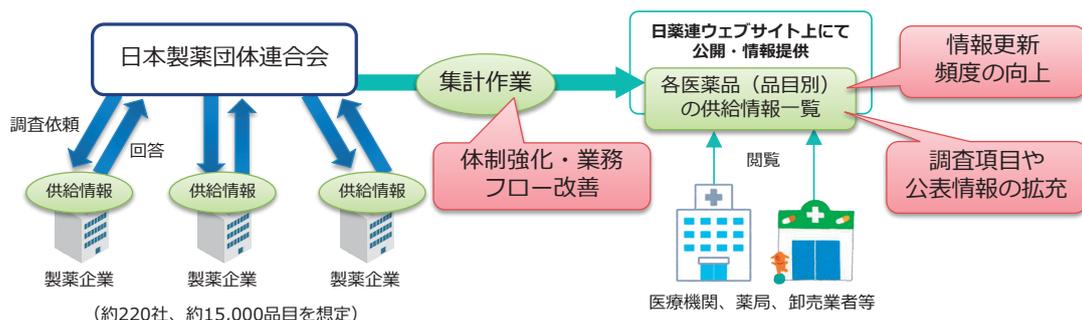
1 事業の目的

- 令和2年末以降に発生した後発医薬品メーカーによる薬機法違反事案を端緒として、医療用医薬品の供給不安が継続しており、日本製薬団体連合会 (日薬連) が実施したアンケート調査によると、令和4年8月末時点で、4,234品目 (全体の29.2%) の医薬品において、出荷停止又は限定出荷が行われており、令和3年の調査結果と比較しても供給不安は拡大している。
- 医薬品の供給不足が生じる場合、国や医療現場において適切に対応できるよう、正確な供給状況する必要があることから、現在、日本製薬団体連合会において、3ヶ月ごとに供給状況に係るアンケート調査を実施しその結果の公表が行われている。一方、それらの供給状況は日々変化していることから、より迅速かつ頻回の調査及び情報提供が求められている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

現在、日本製薬団体連合会が実施している医療用医薬品の供給状況調査について、供給不安が拡大している状況を踏まえ、調査頻度を3ヶ月に1回から毎月向上させるとともに、調査から公表までの期間を短縮できるよう、緊急的な調査体制の強化を行う。

また、上記の調査を実施しながら、より迅速かつ正確な情報提供が可能となるよう、調査・集計作業の業務フローの改善を行うとともに、医療現場のニーズや調査結果等を踏まえた検討を行い、調査項目や公表情報の拡充などの改善を行う。



○科学技術力向上・イノベーションの実現
 >がん・難病の全ゲノム解析等の推進

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

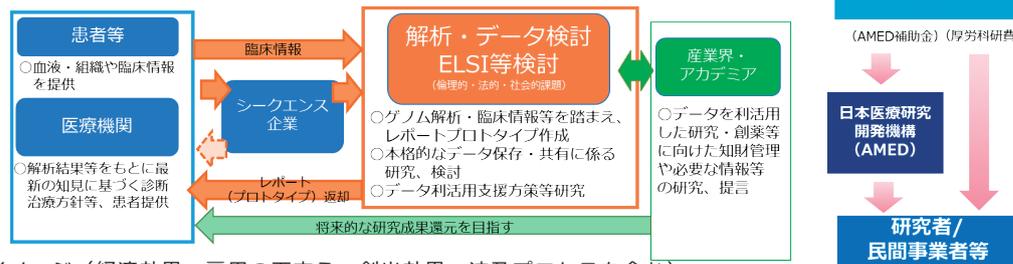
医政局研究開発政策課（内線4041）
 健康局がん・疾病対策課、難病対策課
 （内線3825、2353）

令和5年度当初予算案 ※()内は前年度当初予算額	革新的がん医療実用化研究事業	92億円の内数	(88億円の内数)
	難治性疾患実用化研究事業	89億円の内数	(79億円の内数)
	がん対策推進総合研究事業	6.1億円の内数	(6.1億円の内数)
	難治性疾患政策研究事業	18億円の内数	(18億円の内数)
	※令和4年度第二次補正予算額（全事業合計）	49億円	

1 事業の目的

がんや難病患者を対象として、全ゲノム解析およびマルチオミックス解析等を実施し、得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、それらを民間企業やアカデミア等が活用することにより、創薬や新規治療法などの開発を目指す。さらに解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の推進を通して、国民へ質の高い医療を届けることを目指す。
 (※) 上記を目指し、「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元し、がん・難病の患者に新たな個別化医療を提供するとともに、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築に向けた検討を行うことで、革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備する。

事業実績

令和3年度末までに行った、約19,200症例（がん領域 約13,700症例、難病領域 約5,500症例）の先行解析の結果等を踏まえ、令和4年9月に「全ゲノム解析等実行計画2022」を策定した。

>クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

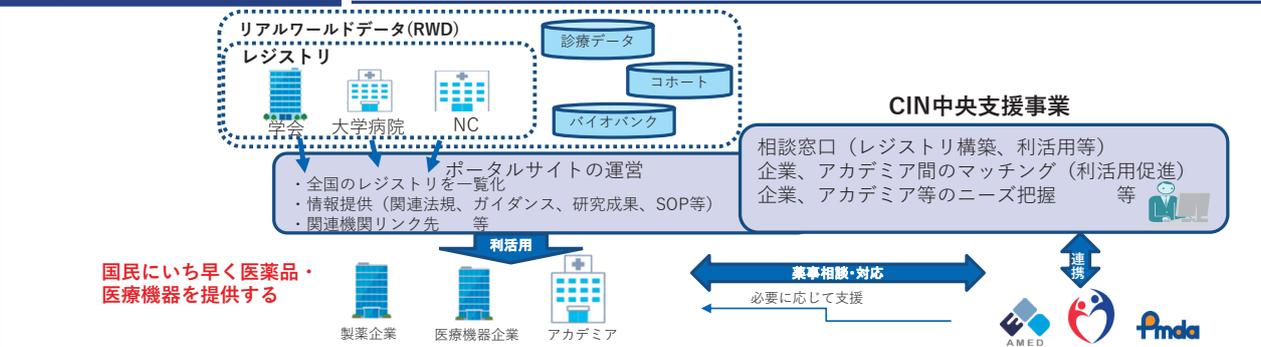
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和5年度当初予算案 32百万円（32百万円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> ○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 ○ 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 ○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題> ○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 ○ 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 ○ これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
- ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 2回、レジストリ相談件数 企業5件・アカデミア等4件（令和3年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

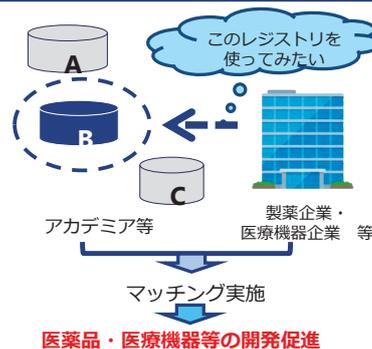
令和5年度当初予算案 97百万円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題> ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。 ※製薬協 政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
- 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修費用を補助する。
（国：企業拠出 = 1：1）



3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数5件（令和3年度）
- (2) 実施主体：公募により選定 ◆補助率：1/2 ◆事業実績：レジストリ改修数5件（令和3年度）

▷ バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及

バイオ医薬品開発等促進事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
（内線2657）

令和5年度当初予算案 31百万円（44百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備するため、国内バイオ医薬品産業の強化を進めることが求められている。「医薬品産業ビジョン2021」では、バイオシミラーの国内普及を進めるに当たっては、国内においてバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発処方等を担う人材の育成が重要であること、医師や患者からのバイオシミラーへの信頼向上に向けた周知・広報が必要であるとされている。
- 現在実施中の「バイオ医薬品開発促進事業」において、研修プログラムを実施するなど人材育成を行う。また、バイオシミラーの利用を促進するための具体的な方策について、有識者による協議の場を開催し検討する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 技術研修事業

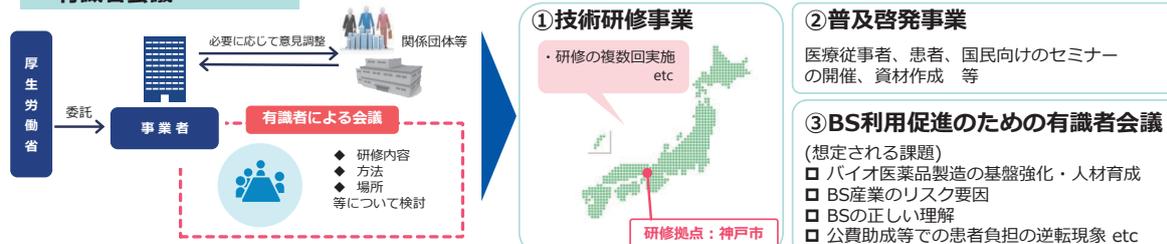
製薬企業やバイオベンチャーの社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する実践的な研修プログラムを実施し、我が国のバイオ医薬品産業に関する技術力の底上げを行う。

② 普及啓発事業

バイオシミラーの科学的評価、品質等について、医療従事者に対して、正しい理解を広めるため、専門家や医療関係者等による講習会を開催。また、患者・国民に対し普及啓発を図る。

③ BS利用促進のための有識者会議

「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「バイオシミラーについて、医療費適正化効果を踏まえた目標値を今年度中に設定し、着実に推進する。」とされており、課題抽出等を行う。



3 事業実績

- ① 技術研修事業の受講者数 ○座学=42名 ○実習=13名
- ② 普及啓発事業の受講者数 ○医師向け=36名 ○患者向け=46名

※令和3年度実績 普及啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、縮小して実施

➤ 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度当初予算案 443億円（430億円）※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 100億円

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和5年度当初予算案の内容

1. 医薬品プロジェクト	178.7億円	小計 438.5億円	
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	20.6億円	うち医療研究開発推進事業費補助金	331.6億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	49.1億円	うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金	106.9億円
4. ゲノム・データ基盤プロジェクト	119.6億円	革新的研究開発推進基金補助金	4.0億円
5. 疾患基礎研究プロジェクト	62.8億円		
6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト	7.7億円	合計 442.5億円	

厚生労働科学研究の推進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度当初予算案 94億円（91億円）※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 39億円

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和5年度当初予算案の内容

I. 行政政策研究分野		III. 健康安全確保総合研究分野	
(1) 行政政策研究経費	7.1億円	(1) 地域医療基盤開発推進研究経費	3.3億円
(2) 厚生労働科学特別研究経費	3.8億円	(2) 労働安全衛生総合研究経費	1.2億円
II. 疾病・障害対策研究分野		(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	17.0億円
(1) がん対策推進総合研究経費	6.1億円	(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.8億円
(2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	27.0億円	合計(I+II+III)	94.4億円
(3) 長寿・障害総合研究経費	8.3億円	うち、厚生労働科学研究費補助金	61.2億円
(4) 感染症対策総合研究経費	17.8億円	うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金	33.2億円

○地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等
 >地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進

医政局地域医療計画課（内線2771）

地域医療介護総合確保基金（医療分）

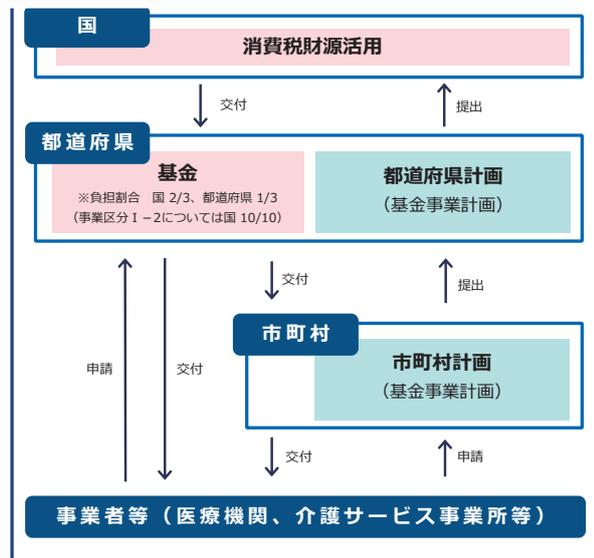
令和5年度当初予算案 751億円（751億円）※()内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 751億円、介護分489億円
 ※公費：医療分1,029億円、介護分734億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

◆ 令和3年度交付決定額：562億円（47都道府県で実施）

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

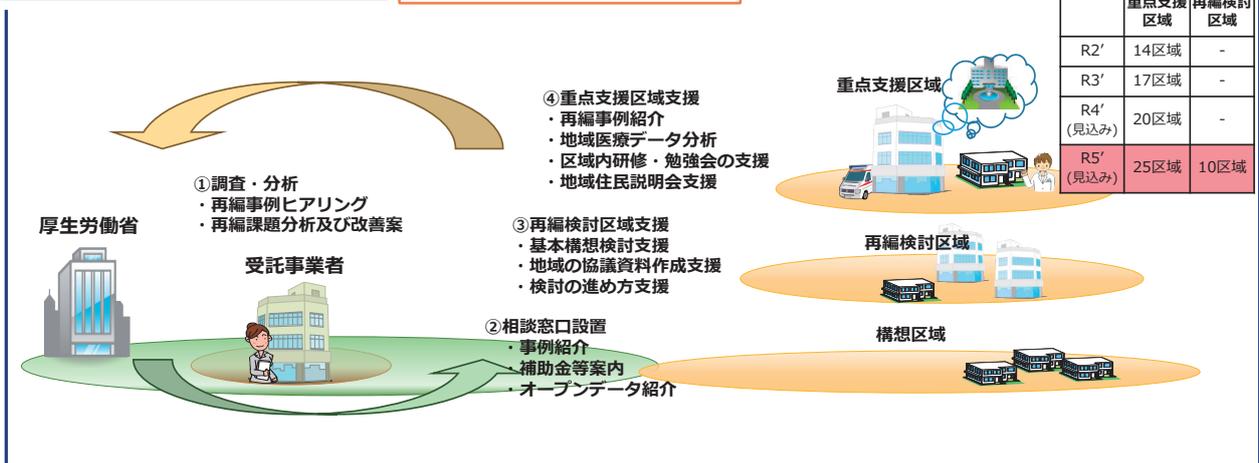
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方を検討する。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- ③ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ④ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：受託事業者（コンサル等）



総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

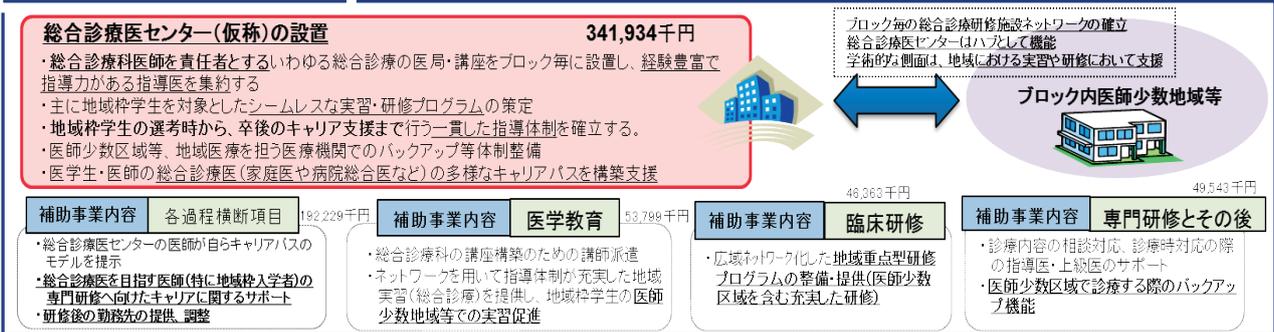
医政局医事課（内線4142）

令和5年度当初予算案 3.4億円（4.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国においては、急速な高齢化が進行しており高齢者に特有な疾患を複数もつ患者が増加している。医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができる医師が少ないことから、患者が複数の医療機関に頻繁に受診するといった状況がみられ、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の確保が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019において、「臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する」こととされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学
- ◆補助率：定額 ◆事業実績：令和3年度交付対象大学数→7大学

キャリア形成プログラム等運用支援事業

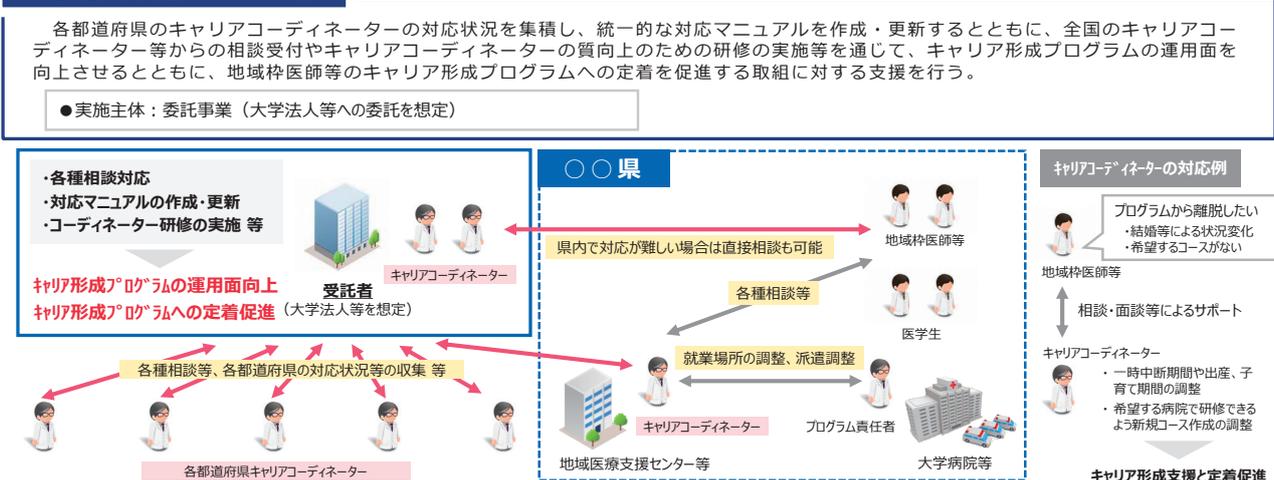
医政局地域医療計画課（内線4148）

令和5年度当初予算案 50百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- 令和3年12月の「キャリア形成プログラム運用指針」の改正に伴い、各都道府県では、令和4年度から地域枠卒業医師等の派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整や対象学生の支援を行う、「キャリアコーディネーター」を配置するとともに、令和5年度から地域医療に従事することを希望する学生に対し、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう「キャリア形成卒前支援プラン」を適用することとしている。
- このため、令和5年度以降は、キャリアコーディネーターがフォローすべき対象者が拡大されることに加えて、近年、修学資金を貸与された学生が増加していることもあり、これまで以上にキャリア形成プログラムの運用面における質の向上を行うとともに、学生や医師のキャリア形成プログラム等への定着を促進する観点からも、キャリアコーディネーターの質の向上及び対応策の標準化などを図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



令和5年度当初予算案 1.6億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
- 令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進めながら就業医師数を確保するため、また令和3年度に改正された育児・介護休業法に基づいて男女ともに育児休業取得を促進させ、「女性医師の更なる活躍を応援する懇談会報告書」で推奨されている短時間勤務等の働き方を希望する者に適用していくため、女性医師のさらなる就業支援を図ることが必要であり、そして男性医師も含む人材確保が必要である。このため、令和5年度においては、都道府県医師会等が独自でもつ医師バンクシステムと連携することで、女性医師支援センター事業をより拡充し、幅広い医師の全国的な就職・転職体制の強化を図ることで、女性医師を中心に医師がライフイベントとキャリアを両立することを支援する。

2 事業の概要・スキーム

①女性医師バンク事業(拡充)

女性医師支援だけでなく、働き方改革に資するよう、男性医師も求人対象として人材確保機能を強化し、また、都道府県医師会等の医師バンクシステムと連携し、地域を越えた斡旋を支援。

(主な拡充内容)

- ・求人対象及び求職対象の拡充についての周知・広報
- ・求人対象及び求職対象の拡充に伴う、求人・求職登録件数の増加に対応するためのコーディネーターの増員
- ・機能統合に係るシステム拡充

②女性医師等の就業促進等のための調査の実施(新規)

上記①及び下記③の事業の効果的な実施のため、女性医師等の就業状況等に関する実態調査を実施する。調査は、日本医師会及び都道府県医師会が連携して、女性医師等の就業促進に資する事項について、①及び③の利用者のほか、その所属機関の他の医師等に対して行うものとする。

③女性医師等再就業講習会(既存)

3 事業の実績・実施主体等



【実施主体等】

実施主体：日本医師会
補助率：10/10

事業実績：上記のとおり
KPI：非就業女性医師割合の減少

子育て世代の医療職支援事業

令和5年度当初予算案 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
- また、令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育休後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、子育てを女性だけの問題とせず、男性の育休取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。
- このような状況を踏まえ、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費等を支援することで、当該医療機関における子育て中の医師が希望に応じて就業継続・復職が可能な環境の整備を進め、以て全国へ子育て世代の医療職の支援を普及させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

①効果的支援策モデルの作成

子育て世代の医療職支援に関する医療機関等のニーズを踏まえ、関係団体、有識者等とともに普及推進可能な効果的支援策モデルを構築する。

②効果的支援策モデルの普及

上記①で構築した支援策モデルを全国へ普及させるため、シンポジウムの開催や学会発表等を行う。

③効果的支援策モデルの実証

構築した効果的支援策モデルを用いた働き方支援を実施し、成果・課題等の検証を行う。また、上記②の普及により他の医療機関等で実施された取組の成果・課題等についても情報収集し、内容について整理・分析する。

新たに就職又は再就職する子育て世代医師



③復職率等の実績公表



①キャリアと家庭を両立出来るような取組を実施するために必要な経費を支援

厚生労働省



②事業成果等の実績報告

3 実施主体等

実施主体：公募により選定された医療機関 補助率：10/10 事業実績：8機関（令和3年度実績）

専門医認定支援事業

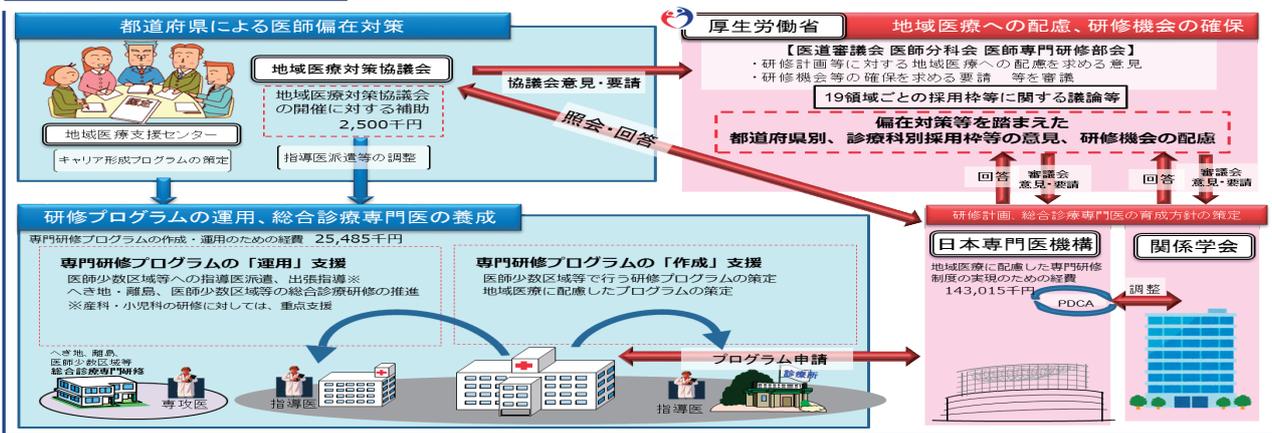
医政局医事課（内線4142）

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年より開始された新たな専門医制度においては、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行うことにより、地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組を行っているところ。
- 地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、一般社団法人日本専門医機構 ◆事業実績：R3専門医採用数→9,183人
- ◆補助率：都道府県（1/2（国1/2・都道府県1/2））、一般社団法人日本専門医機構（1/2）

医療従事者の働き方改革の推進

医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課（内線4409）

令和5年度当初予算案 19百万円（11百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景

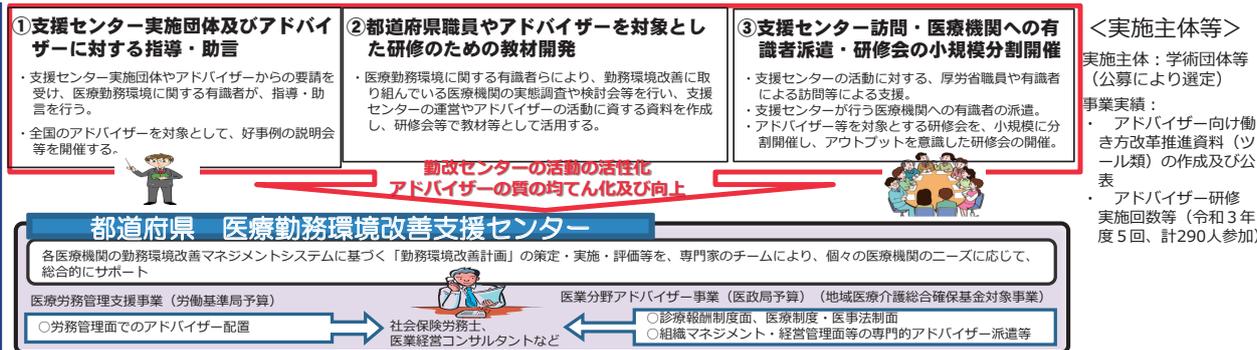
- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。

（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組み（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

- 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、勤改センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、勤改センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上を図るものである。③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターが行う医療機関に対する支援に対して本事業から有識者を派遣、令和3年度まで開催しているアドバイザー等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催（③が拡充部分）

3 事業スキーム・実施主体等



医療機関勤務環境評価センター運営費補助金

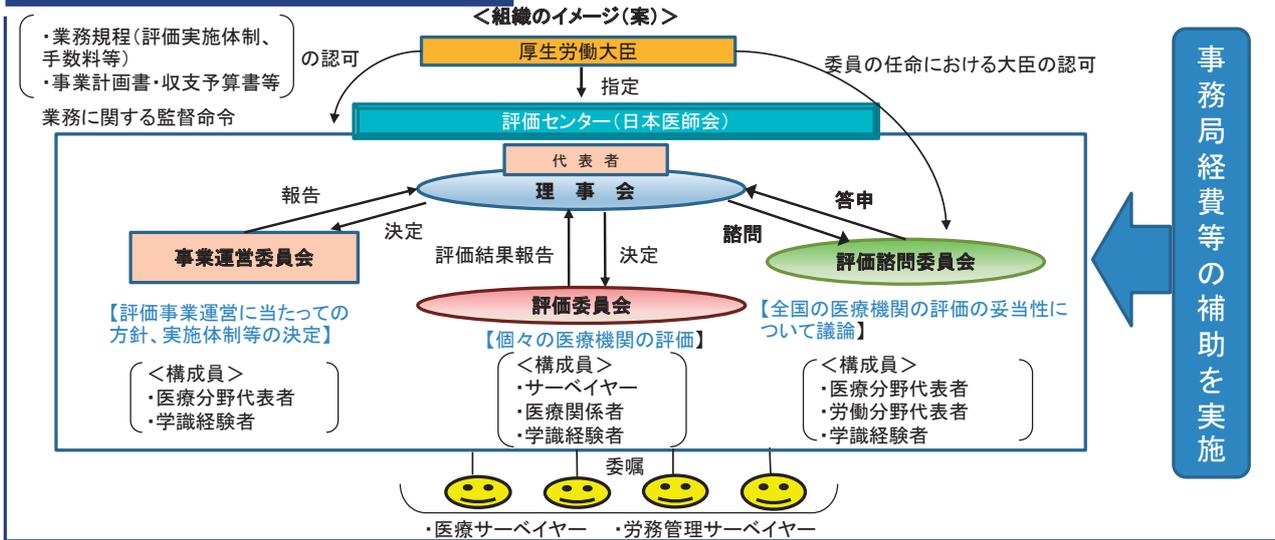
医政局医事課（内線4409）

令和5年度当初予算案 1.3億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年12月22日に公表された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめにおいて、「評価機能の財政的な自律性の観点から、評価を受審する際に手数料を医療機関より徴取することを原則とし、その金額については、評価機能の業務の性質や評価に当たって実際に想定されるコストや他の機関の例も踏まえつつ、必要な申請が適切に行われるよう医療機関に過大な負担とならないよう、今後検討する。」とされているところ、改正医療法において「医療勤務環境評価センター」に指定された日本医師会に対して、安定的な組織運営を図る観点から、事務局経費等について一定の財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



集中的技能向上水準の適用に向けた審査事業

医政局医事課（内線4198）

令和5年度当初予算案 56百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

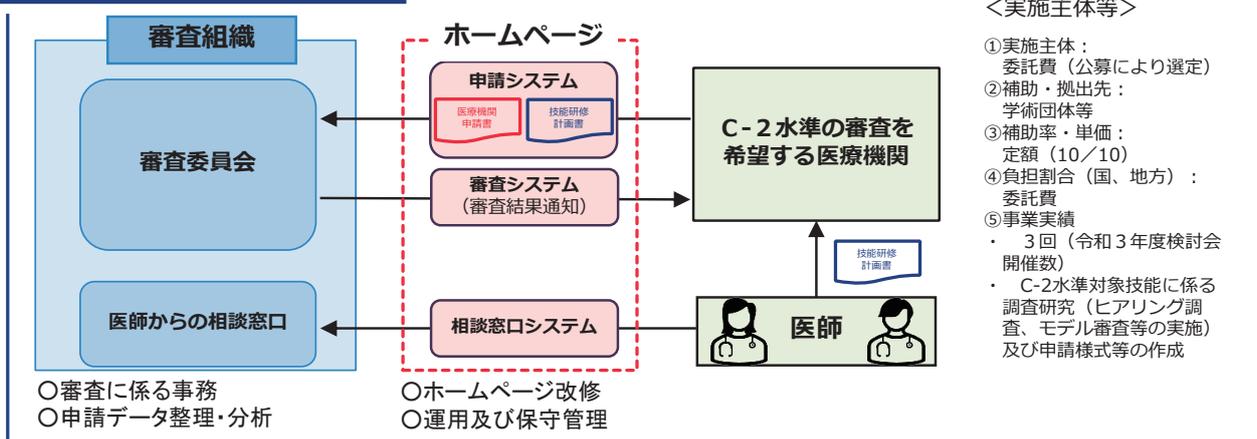
1 事業の目的

令和6年度から診療に従事する医師に対する時間外労働の上限規制が適用される。その中で、医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において当該技能の育成に関する診療業務を行う場合には、C-2水準という時間外・休日労働の上限時間の水準が設けられ、都道府県知事がC-2水準の対象となる医療機関の指定を行うこととなった。その指定を行う際に、当該医療機関の教育研修環境や、対象となることが想定される医師が作成する技能研修計画の確認に係る審査業務を行うことを目的とする。

2 事業の概要

- 令和4年度に構築予定である「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査業務に関連したホームページの必要な改修を行い、運用及び保守管理を行う。
- C-2水準対象医療機関の指定を受けようとする医療機関からの申請書の個別審査や、C-2水準の対象となる技能の修得を希望する医師から提出される技能研修計画の個別審査を行うための審査委員会の運営等、審査業務に係る全般的な事務業務のほか、各医療機関から申請された内容について、データ整理及び分析を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



○救急・災害医療体制等の充実
 > ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充 **ドクターヘリ導入促進事業** 医政局地域医療計画課（内線2550）

令和5年度当初予算案 87億円（76億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
 補助率：1/2
 補助基準額（予定）：
 3.31億円（飛行時間300時間以上）
 3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
 2.89億円（飛行時間200時間未満）
 負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ・ 補助基準額について、令和3年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う
- ・ 補助基準額の基礎となる飛行時間について、従来の「出勤時間」に加え、事業の実施に不可欠である「空輸時間」及び「訓練時間」も飛行時間に含める
- ・ 機体数の1機増に対応する

5 事業実績

○ 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）

※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	鳥取県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
(予定)		
令和5年度	1県	愛知県(2機目)

ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和5年度当初予算案 14百万円（14百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- ドクターカー※1については、消防機関に救急要請があった場合、地域の実情や考え方に応じて様々な運用※2が行われているが、それぞれの運用方法の利点など将来の改善に向けた分析はこれまで行われていなかった。
- ドクターヘリについてはレジストリ事業により、運航実績等の収集及び分析が行われているが、ドクターカーについては運用方法に関する事例の収集や分析は行われておらず、どのような場合にドクターカーを出动させるべきなのか等のドクターカーの出动基準についても明らかになっていない。

(※1) ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出动する救急車である（「救急医療対策の整備事業について」〔昭和52年7月6日医発第692号〕）と定義されている。

(※2) (例) Case①…救急車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド有）が出动
 (例) Case②…消防救急車及び乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）が出动
 (例) Case③…消防救急車、乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）及びドクターヘリが出动



2 事業の概要

ドクターカーを運用する医療機関に対して、アンケートやヒアリング等によって運用事例について収集し、各々の型のドクターカーのメリット・デメリットに関する整理、時間帯に応じた運用傾向、自治体の規模に応じた運用方法、地理環境の特性に応じた運用方法、気象条件に応じた運用方法などについて分析を行う。

3 実施主体

実施主体：委託事業（民間事業者）

新規

医療コンテナの普及促進に向けた実用性検証事業

医政局地域医療計画課（内線2548）

令和5年度当初予算案 20百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に実施した「医療コンテナ調査分析事業」により、災害時等における医療コンテナの活用事例の収集等を行った。
- 今後、医療コンテナの全国的に普及させるため、国立病院機構DMAT事務局に医療コンテナを導入し、実災害を想定した訓練での活用や実災害での活用により、実用性を検証する。

2 事業の概要・スキーム

○ 対象経費等

DMAT体制整備事業において、医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療資機材の賃借料を計上。

※(独)国立病院機構に委託して実施している「DMAT体制整備事業」を増額。

被災現場の指揮所として
コンテナを活用



コンテナとテントを併用した
仮設の診療施設



3 実施主体

委託事業（独立行政法人 国立病院機構）

拡充

DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

医政局地域医療計画課（内線2771）

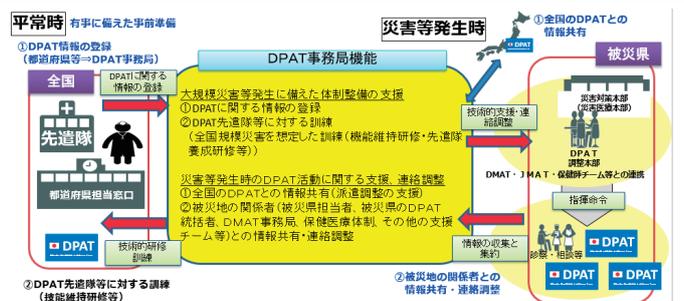
令和5年度当初予算案 61百万円（57百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時には、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、一般の新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、DPAT活動の基本方針を定める「DPAT活動要領」に「新興感染症対応」を明確化するとともに、今後の新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、DPAT事務局の予算を増額し、体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
 - ② DPAT隊員養成研修経費（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施）
 - ③ DPAT活動に係る技術的支援（都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等）



3 実施主体

- ・ 委託事業（令和4年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

- ◆ 令和3年度交付決定額：55百万円

○地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進
 >地域医療介護総合確保基金による介護の受け皿整備及び介護人材の確保

老健局高齢者支援課（内線3928）

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和5年度当初予算案 352億円（412億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う。

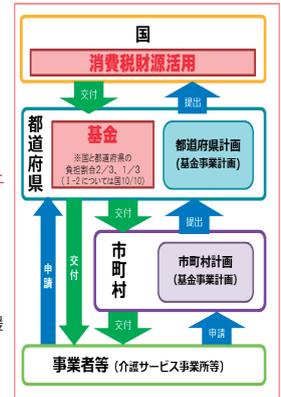
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

・基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※赤字が令和5年度拡充分。

【対象事業】

- 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。 <令和5年度までの実施>
 - 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- 介護施設の開設準備経費等への支援
 - 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。
 <令和5年度までの実施>
- 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
 - 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
 - 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和3年度交付実績> 42都道府県

地域医療介護総合確保基金（介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援）

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和5年度当初予算案 352億円の内数（412億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続に必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可
 ※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

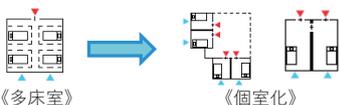
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施



《多床室》

《個室化》

② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用について補助

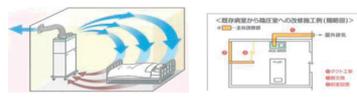
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③については令和3年度補正予算で拡充。



拡充

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

令和5年度当初予算案 137億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和3年度交付実績：47都道府県）※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ○ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)※拡充分は令和5年度まで ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援 		

▶ 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

老健局介護保険計画課
(内線2161)

令和5年度当初予算案 (一般財源) 150億円(200億円) ※（）内は前年度当初予算額
(消費税財源) 200億円(200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ② ケアマネジメントの質の向上
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④ 介護予防の推進
- ⑤ 介護給付適正化事業の推進
- ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要事業を充実。

【補助率・単価】

定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

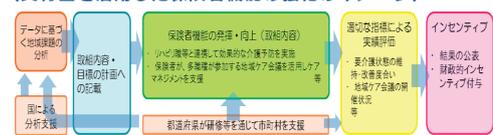
【負担割合】

国10/10

【事業実績】

交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

【交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ】



地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施

拡充 地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

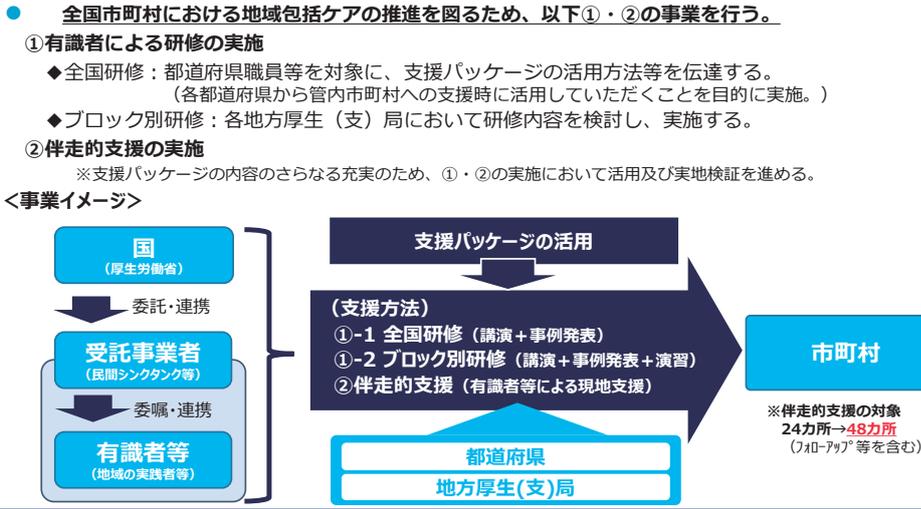
令和5年度当初予算案 1.0億円 (75百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度予算額: 75百万円
入札により落札した1者が事業を実施。

1 事業の目的

- 団塊世代が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行う事業。(令和4年度新規事業)
- 令和5年度は、令和4年度事業のノウハウを活用し全国の有識者等の参画を広く求め、伴走的支援の対象市町村数を**倍増(24→48)**させ、地域づくりのさらなる加速化を図る。また、令和4年度の伴走的支援を踏まえ、支援パッケージの内容の更なる充実や改善を図る。
- 実施に当たっては、本事業のノウハウを全国で浸透させる観点から、都道府県と地方厚生(支)局の参画のもと進める。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 【実施主体】
- 国から民間事業者へ委託
- 委託(10/10)
- 国 → 受託事業者
- 【補助率】
- 国10/10
- 【予算項目】
- (項) 介護保険制度運営推進費
 - (目) 要介護認定調査委託費

介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課 (内線3928)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 56億円(国土強靱化分)

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災・感染防止体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※赤字が令和5年度拡充分。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
経費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院(※) ※ 令和6年度まで実施	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満) 等	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

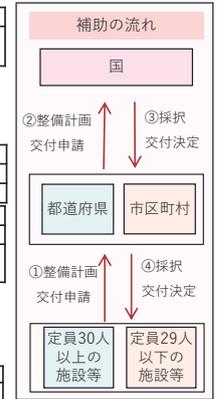
○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備 (i) 水害対策に伴う改修等 (ii)	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設
給水設備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設 なし

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。
※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移行

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡



<令和3年度交付実績>
405自治体

○認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

➢認知症疾患医療センターの運営や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備

認知症施策推進大綱に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的 令和5年度当初予算案 128億円（127億円）※()内は前年度当初予算額

○ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく

2 事業の概要

①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】

・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症地域支援推進員の設置 ・「チームオレンジ」の整備
・認知症の人と家族への一体的支援の推進

②認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】

・広域的な認知症高齢者見守りの推進 ・認知症の普及相談、理解の促進 ・若年性認知症支援体制の拡充 ・認知症本人のピア活動の促進
・認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③認知症疾患医療センターの運営 【13億円（13億円）】

・地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
・地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援

④認知症理解のための普及啓発等 【40百万円（40百万円）】

・認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発 ・日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進（宣言制度の運用等）

⑤成年後見制度の利用促進 【8.1億円（6.4億円）】 【137億円の内数等】

・成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備 ・市民後見人等の育成 ・成年後見人等への報酬

⑥認知症研究の推進 【12億円（12億円）】

・認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル等に関する研究開発 ・認知症実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦その他

・認知症サポーターの養成 ・認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成 ・地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援 等

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和5年度当初予算案 86億円の内数（86億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

認知症疾患医療センター運営事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3974)

令和5年度当初予算案 13億円 (13億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。
- また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・ 専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
- ・ 地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
- ・ 診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
- ・ 事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与

【実施主体】

・ 都道府県・指定都市

【補助率】

・ 国1/2

【備考】

・ (事業実績) 全国499カ所、318圏域/全335圏域 ※令和4年10月現在

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

3. 医療・ケア・介護サービス

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

(認知症疾患医療センター)

- 都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、**認知症疾患医療センターを計画的に整備する。**
- 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、**診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等**を行う。

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上 (2020年度末)

➤ 認知症性疾患の病態解明に資する研究の推進

認知症研究の推進 (認知症研究開発事業、認知症政策研究事業)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開

(1) 認知症研究開発事業

◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

- ・ 大規模認知症コホート研究
- ・ 認知症ステージ別コホート研究
- ・ 薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築する研究

◆ バイオマーカー研究

- ・ 認知症診断に資するバイオマーカー研究

◆ 病態解明を目指した研究

- ・ 認知症ゲノム研究

(2) 認知症政策研究事業

◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

- ・ 軽度認知障害の者への支援のあり方に関する研究
- ・ 独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・持続化するための研究
- ・ 認知症者の人生の最終段階の医療提供に関する研究 等

【実施主体等】

補助先：(1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

(2) 研究者・民間事業者等 (公募により選定)

補助率：定額

事業実績：令和3年度実施研究課題 (1) 18課題 (2) 10課題

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

5. 研究開発・産業促進・国際展開 (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、(2) 研究基盤の構築

KPI/目標

- ・ 認知症のバイオマーカーの開発・確立 (POC取得3件以上)
- ・ 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の試験開始
- ・ 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ・ 薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。
(対象者) 認知症発症前の者 (健康、軽度認知障害)、一部認知症患者
(規模) ~12,000

J-TRC (薬剤試験対応コホート)

前臨床期 (脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者) を対象とし、治療に对应できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な試験実施を目的としたコホート研究。

『トライアルレディコホート(J-TRC)構築研究』を令和元年10月31日より開始
<https://www.j-trc.org/>

令和5年度新規研究(予定)

- ・ 遺伝性認知症を対象としたコホートの構築
- 基礎研究とともに、遺伝性認知症のトライアルレディコホートの構築を推進。
- ・ 臨床サンプル・データを用いた認知症性疾患の病態解明を目的とする研究
- 臨床情報をもとに、認知症疾患の発症機序解明と新規薬剤ターゲットの同定を目指す 等

○健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進
 >高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

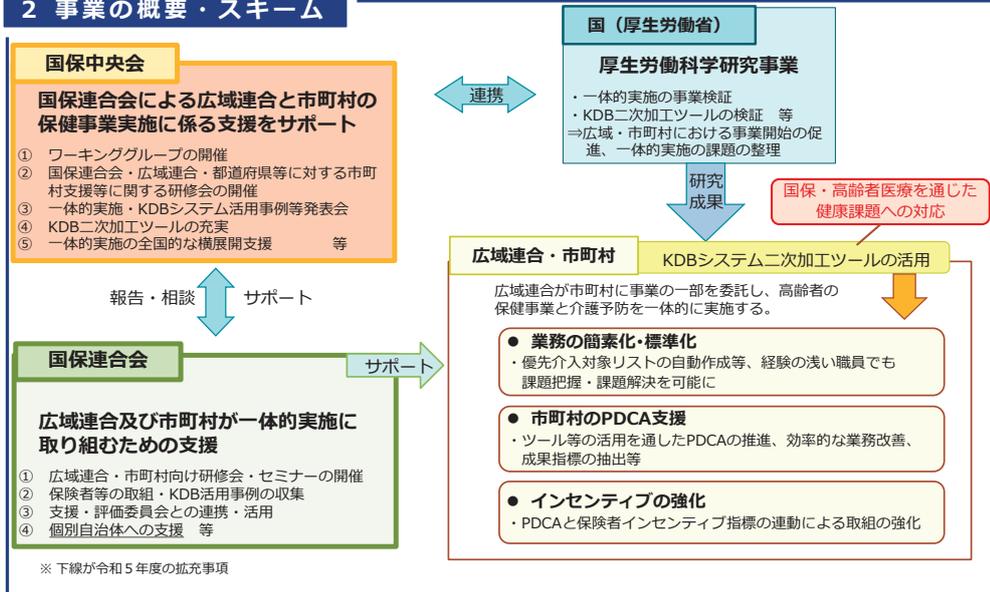
拡充 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業 保険局高齢者医療課（内線3190）

令和5年度当初予算案 1.0 億円（69百万円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和4年度第二次補正予算額 14百万円

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、令和6年度までに全ての市町村において取組が実施されるよう、効果的な横展開を図る。※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
361（令和2年度）
793（令和3年度）
※令和6年度までに全ての市町村での実施を目指す。
※令和3年度の市町村数は令和4年2月時点

>糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援 保険局保険課（内線3173、3544）
 （うち、糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援）

令和5年度当初予算案 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

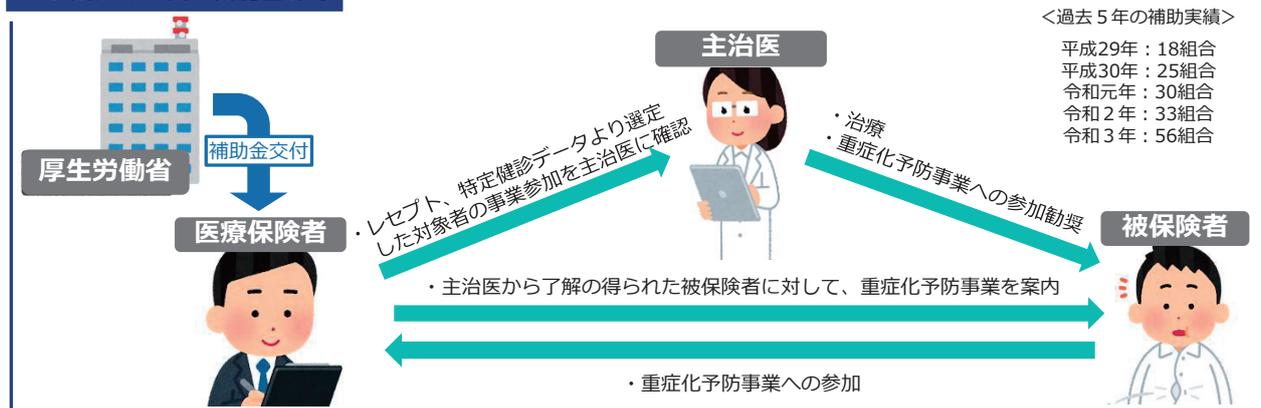
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和4年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充を行った。

3 事業スキーム・実施主体等



糖尿病性腎症患者重症化予防事業を含む保健事業等への支援
(うち、予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施)

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 (内線3383)

令和5年度当初予算案 82百万円 (3.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

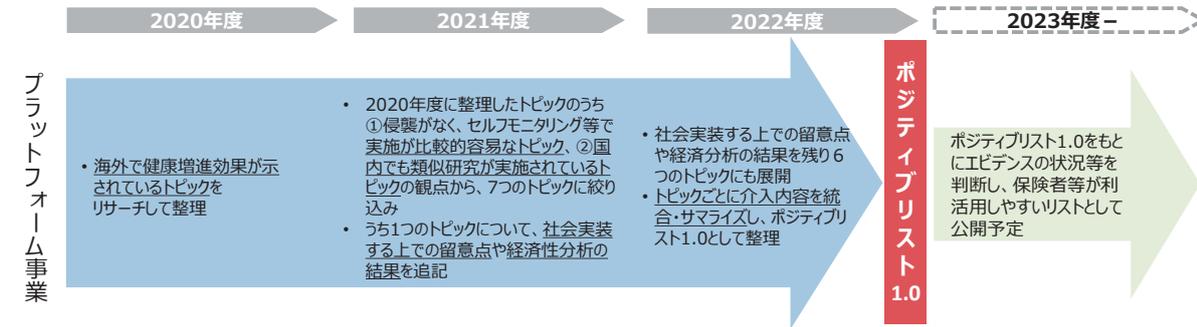
- 令和2年度から令和4年度まで、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進するため、以下の事業を実施。
 - ・予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業
 - ・健康増進効果等のエビデンスが示されており、保険者等が取り組みやすい予防・健康づくりの介入方法に関するポジティブリストの整理
- 令和5年度は、ポジティブリストを継続的にアップデートするとともに、保険者等が活用できるように整理する。
- また、特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のため、保険者等が被保険者や保健指導内容の詳細な情報を収集し、分析できるよう、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- (1) ポジティブリストを継続的にアップデートするために、質の高い海外の予防・健康づくりに関する文献レビューのサマリを作成するとともに、ポジティブリストを保険者等が活用できるようにするために、国内事例への適用に関する情報を学識者と収集・追加する。
- (2) 特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のためには、限られたNDBのデータだけではなく、より現場に近い保険者等が患者の詳細な情報や、保健指導の詳細な情報を収集し、自ら分析をすることが必要であるため、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

実施主体等

【実施主体】(1) 委託事業、(2) 保険者
【事業実績】
公募により選定された保険者
令和3年度：5 保険者



糖尿病性腎症患者重症化予防事業を含む保健事業等への支援
(うち、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり)

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 (内線3383)

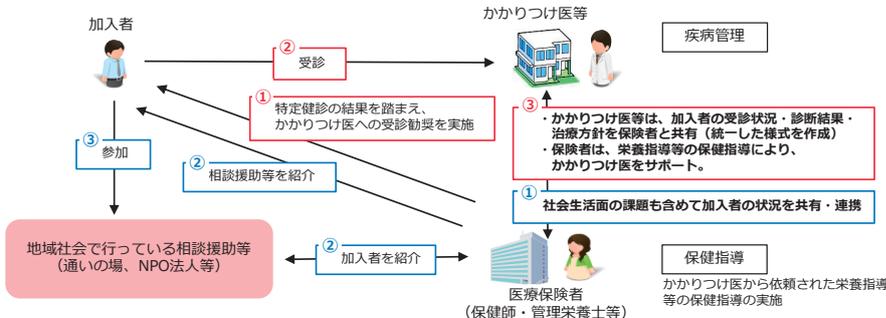
令和5年度当初予算案 92百万円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。
- 令和3年度は全国7箇所、令和4年度は全国6箇所の保険者協議会においてモデル事業を実施。
- 令和5年度は先進的な事例を横展開するとともに、モデル事業での実施結果を踏まえ保険者が活用可能な取りまとめを実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【イメージ】



実施主体等

【実施主体】
保険者協議会
委託事業 (取りまとめ分)

【事業実績】
公募により選定された保険者協議会
令和3年度：7 保険者協議会

【スケジュール】



新規 **女性の健康支援事業** 健康局健康課（内線2396）

令和5年度当初予算案 24百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

女性が生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、女性の健康に関する支援に向けた取組を進める。

2 事業の概要・スキーム

①女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を疾病予防対策費等補助金を用いた形で事業化し、

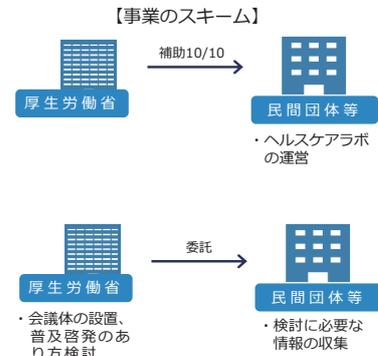
- （1）女性特有の病気や健康状態について自分自身でチェックすべきポイントを紹介し、結果に応じた受診を勧奨
- （2）ライフステージごとの健康の悩みに関する対策等を周知を通じ、女性の健康に関するリテラシーの向上や、社会的関心の喚起を図っていく。

【女性の健康推進室ヘルスケアラボ】

「女性の健康の包括的支援政策研究事業」の一環として、女性の健康の一層の推進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究の一部として運営。

②普及啓発のあり方の検討

誰もが女性の健康課題等への理解・関心を深めることができるようにするため、どのような普及啓発が効果的かについて、有識者等による会議体を設置し、普及啓発のあり方を検討する。



3 実施主体等

①女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

実施主体：民間団体等
補助率：国10/10

②普及啓発のあり方の検討

実施主体：委託事業（民間団体等）

新規 **HPV相談支援体制・医療体制強化事業** 健康局予防接種担当参事官室（内線2976）

令和5年度当初予算案 1.1億円（－） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 91百万円

1 事業の目的

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、症状を呈する患者に対してより身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県毎に協力医療機関が選定されている。
- また、当該ワクチンにかかる定期接種の個別の動奨については、令和4年4月から実施することを周知したところであり、それに伴い、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等について、都道府県や協力医療機関等に求められる役割を示したところである。
- 本事業については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、被接種者が体調の変化を感じた際のヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談・医療体制強化のための地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。
- なお、令和4年4月から積極的動奨を再開したことから、今後、拠点病院への相談や検討すべき症例は増加すると想定される。そのため、**現状、1ブロックあたり概ね1医療機関を拠点病院として選定しているところ、協力医療機関の質やサポート体制について、更なる強化が必要であり、それらに迅速かつきめ細やかに対応できるよう体制を強化するものである。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

1. 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

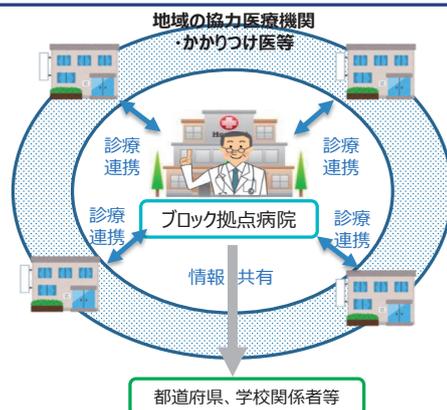
ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例を共有したり、最新の知見を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関に対して確実に伝わる体制を構築する。協力医療機関でない医療機関に対しても、研修会等の実施を通して、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

2. 実施主体

公募により実施



〇がん対策、循環器病対策等の推進
 ➤がんとの共生に向けた相談支援の強化

健康局がん・疾病対策課（内線3827）

新規

がんとの共生に向けた相談支援の強化（アピアランス支援モデル事業）

令和5年度当初予算案 26百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

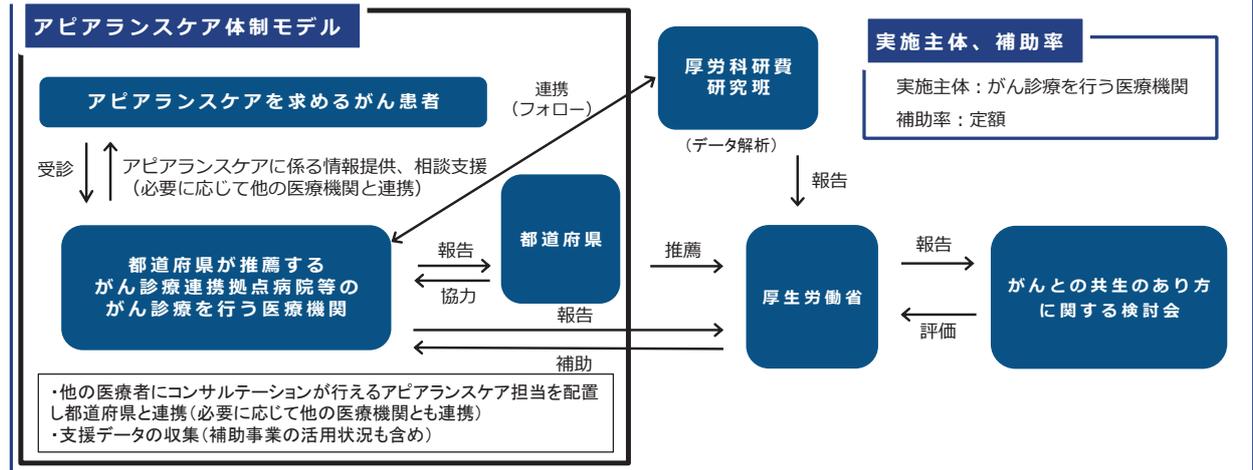
1 事業の目的

〇治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が必要。
 〇アピアランスケア体制の構築に当たっては、がん治療を行う医療機関と都道府県とが連携し社会全体で患者を支援する必要があるが、どのような体制が効果的であるかを検証した上で全国展開を図る。

2 事業の概要

〇がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。
 〇検証に当たっては厚生科 研費 研究班と連携し、分析を行う。

3 事業のスキーム、実施主体等



➤脳卒中・心臓病等患者の包括的支援体制構築のためのモデル事業の実施

拡充

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

健康局がん・疾病対策課（内線2359）

令和5年度当初予算案 2.8 億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

〇循環器病対策推進基本計画で、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも幅広い内容であり、各医療施設で個々の取組はされているものの情報が行き渡っていないといえず、全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある。
 〇この取組を効果的に推進するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携しつつ、地域の医療機関と勉強会や支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化し、包括的な支援体制を構築することにより、地域全体の患者支援体制の充実を図ることを目的とする。

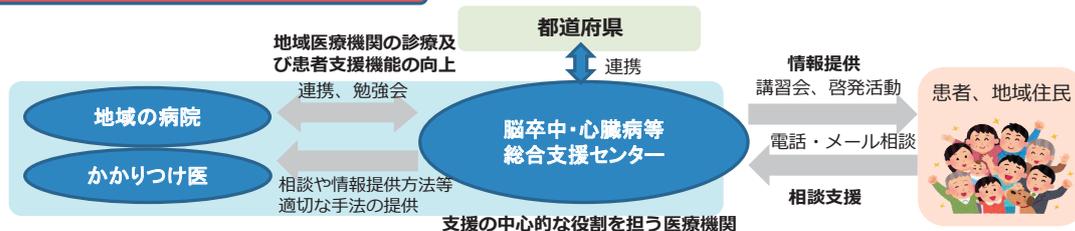
2 事業の概要・スキーム

<事業の概要> 都道府県の循環器病対策推進計画等を踏まえ、自治体や関連する学会等とも連携しながら、以下の内容に関する事業を行う。
 ・循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置（電話、メール相談を含む）
 ・地域住民を対象とした循環器病について、予防に関する内容も含めた情報提供、普及啓発
 ・地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
 ・相談支援を効率的に行う、資材（パンフレットなど）の開発・提供
 ・その他、総合支援を効率的に行うために必要と考えられるもの

<期待される効果>
 ・地域医療機関の診療及び患者支援機能の向上が可能となる
 ・国民がワンストップで必要な情報を得られるとともに、より効率的かつ質の高い支援が可能となる

脳卒中・心臓病等総合支援センターのイメージ

本モデル事業の有効性を検証した上で、好事例として横展開を図る等により将来的に全国に広げることを検討



3 実施主体等

◆実施主体：各都道府県において、脳卒中・心臓病等の循環器病に対する中心的な役割を担う医療機関
 ①先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取れること②自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること
 ◆箇所数：15箇所 ◆1箇所あたり：2,000万円程度 ◆補助率：定額（10/10相当） ◆事業実績：令和4年度応募数32病院、採択数12病院

新規

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度当初予算案 38百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

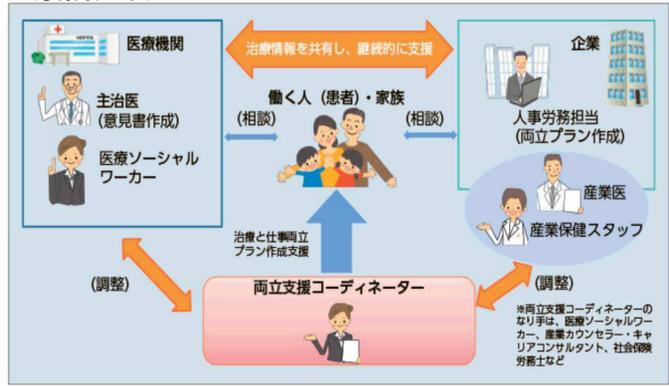
- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。
- 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

＜事業の概要＞

- 免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置する。
- 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
- ◆補助率：定額（10/10相当）
- ◆箇所数：8箇所
- ◆1箇所あたり：470万円

新規

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）

健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度当初予算案 21百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

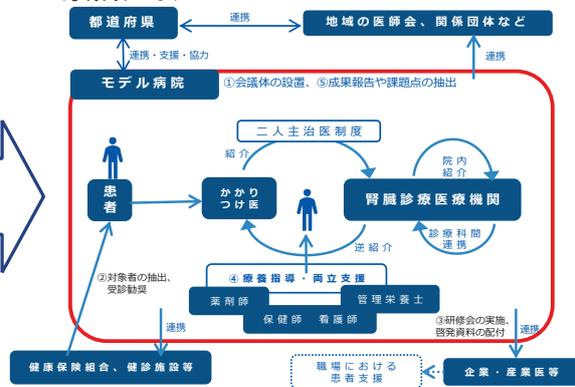
- 腎臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が乏しく、症状を自覚した時には既に進行しているケースが少なくない。慢性腎臓病(CKD)の患者数は約1,300万人と多く、悪化し末期腎不全に至れば人工透析が必要となり、患者のQOLが大きく損なわれ、医療費も高額である。一方、早期に発見し適切な治療を行えば、透析の回避や健康寿命の延伸、透析導入時期の後ろ倒しによる生涯透析年数の短縮が可能であるため、早期発見・早期治療による重症化予防が極めて重要である。
- R1～4年度に実施した慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業及び厚生労働科学研究により得られた課題として、健康保険組合等の関与の必要性、院内連携・診療科間連携の重要性、特に現役世代を対象とした多職種連携による療養指導、産業医等の視点を踏まえ企業を巻き込んだ両立支援の重要性が挙げられている。
- これらの課題を踏まえ、慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）を実施し、CKDの重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・イメージ

＜事業の概要＞

- ①都道府県が実施する腎疾患対策と連携可能な病院において、都道府県や健保組合、健診施設、地域の医師会、産業医や企業等と連携し、腎疾患の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
- ②健康保険組合等と連携して、療養指導等が必要な対象者の抽出及び医療機関への受診勧奨の実施
- ③企業・産業医等に対して、重症化予防及び療養に係る患者支援の重要性について周知を図るための研修会の実施及び啓発資料の配付・提供
- ④多職種連携による療養指導及び両立支援の実施
- ⑤事業実施における成果報告や課題点の抽出

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆実施主体：特別対策費を申請する都道府県及び健保組合、企業、地元医師会等と連携して事業の実施が可能な病院
- ◆箇所数：6箇所
- ◆1箇所あたり：340万円
- ◆補助率：定額（10/10相当）

○肝炎対策の推進
 > 肝炎患者等の重症化予防の推進

健康局肝炎対策推進室（内線2948）

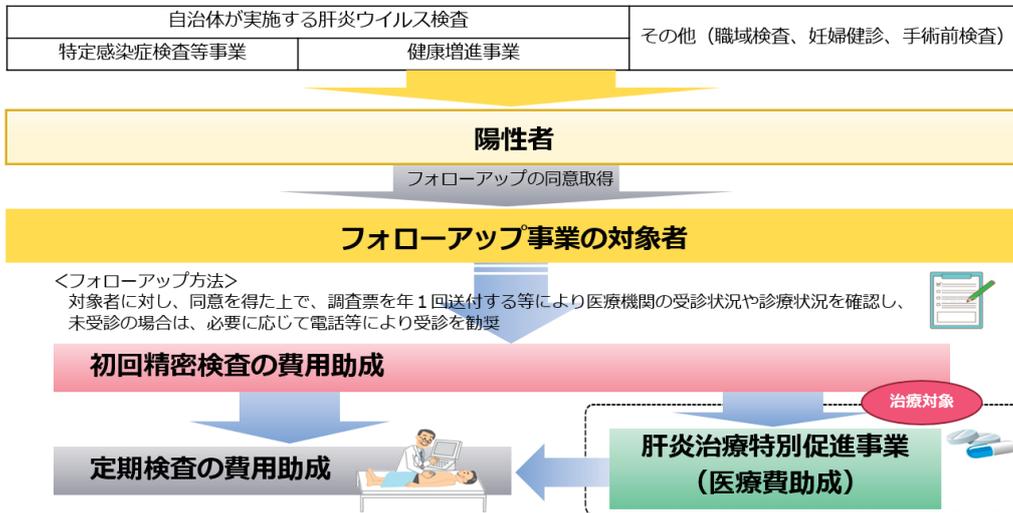
肝炎患者等の重症化予防の推進

令和5年度当初予算案 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



◆事業実績（令和2年度実績）
 B型肝炎ウイルス検査：829,499人 C型肝炎ウイルス検査：824,554人 初回精密検査費用の助成：896人 定期検査の費用助成 3,037人

> 肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援

健康局肝炎対策推進室（内線2904）

肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援

令和5年度当初予算案 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨とした肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

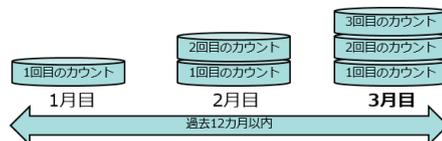
【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額	【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
					外来	※1
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1	住民税非課税 II	70-74歳	18,000円 ※3	57,600円 ※1
				75歳以上	8,000円	24,600円
住民税非課税		35,400円 ※2	住民税非課税 I	1割又は2割		15,000円

※1：多数回該当44,400円（12月以内に4回以上）
 ※2：多数回該当24,600円
 ※3：年上限14.4万円
 後期高齢者2割負担の方については令和7年9月末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療（分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法、粒子線治療等）

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



◆事業実績：47都道府県で実施

➤ B型肝炎訴訟の給付金等の支給

B型肝炎訴訟の給付金等の支給

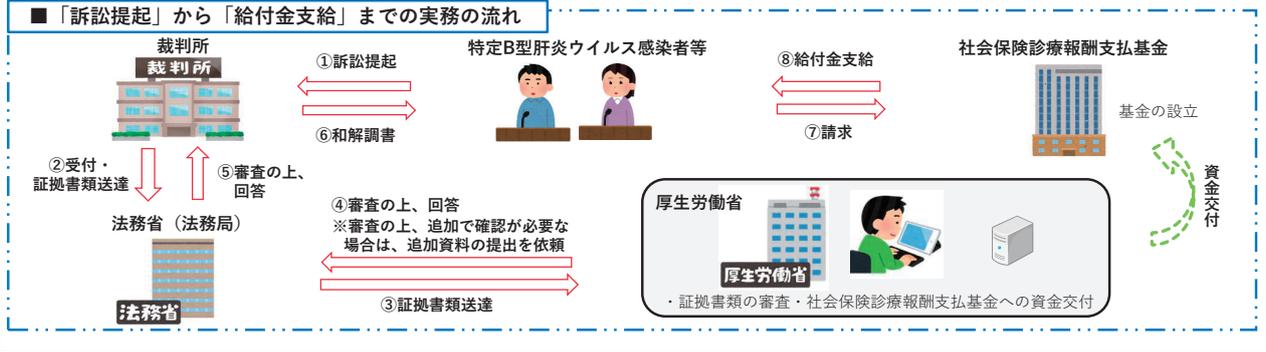
令和5年度当初予算案 1,178億円 (1,176億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 25百万円

1 事業の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行う(令和3年度末の和解者数:79,599人)。



○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
➤難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

令和5年度当初予算案 1,598億円 (1,563億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 22億円

1 事業の目的

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、昨年7月に取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 難病患者等への医療費助成の実施
 - 難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
(主な事業)難病医療費等負担金/令和5年度当初予算案:1,273億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2/実績(令和2年度末時点の支給認定者数):103万人
- 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
 - 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
(主な事業)難病相談支援センター事業/令和5年度当初予算案:6.7億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2
- 難病の医療提供体制の構築
 - 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な利活用方法についての検証等を実施する。
(主な事業)難病医療提供体制整備事業 /令和5年度当初予算案:5.5億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2
難病ゲノム等情報利活用検証事業/令和4年度第二次補正予算額:3.3億円/実施主体:民間団体/委託
- 小児慢性特定疾病対策の推進
 - 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
(主な事業)小児慢性特定疾病医療費負担金 /令和5年度当初予算案:167億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金/令和5年度当初予算案:9.2億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2
- 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
 - 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。

➤ 移植医療対策の推進

移植医療対策の推進

令和5年度当初予算案 35億円 (35億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和4年度第二次補正予算額 2.6億円

造血幹細胞移植対策の推進 2.4億円 (2.4億円)

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① 骨髄移植対策事業費(骨髄バンク運営費) 4.9億円(4.9億円)
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者(骨髄バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ② 骨髄データバンク登録費 6.5億円(6.4億円)
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ 臍帯血移植対策事業費(臍帯血バンク運営費) 6.2億円(6.2億円)
臍帯血供給事業者(臍帯血バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④ 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 77百万円(77百万円)
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供するなどで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。
- ⑤ 造血幹細胞提供支援機関事業 1.9億円(1.9億円)
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関(日本赤十字社)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥ 造血幹細胞移植医療体制整備事業 4.0億円(4.0億円)
移植後患者の生存率が向上するなど、造血幹細胞移植医療を取り巻く状況が変化してきていて、移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益財団法人日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
- ◆ 補助率: 定額、1/2

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.6億円(1.6億円)を計上している。

臓器移植対策の推進 9.0億円(8.8億円)

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ① 臓器移植対策事業費(日本臓器移植ネットワーク運営費) 8.8億円(8.6億円)
臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。
- (主な事業)
- あっせん業務体制の強化 5.2億円(4.8億円)
日本臓器移植ネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。
(参考)【令和4年度第二次補正予算】
・ レジリエント検査システム等の改修 2.6億円
医療提供体制の整備等により見込まれる臓器あっせん事例の増加や増加に伴う複数事例の同時発生に対応できるよう、あっせん業務のシステム化による業務効率化等を行う。
- 臓器提供施設の院内体制の整備 1.1億円(1.1億円)
脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供時のマニュアルの整備や摘出手術のシミュレーション等を実施し、臓器提供施設としての院内体制の整備を図る。
- 臓器提供施設の連携体制の構築 98百万円(93百万円)
脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供事例が多い施設から少ない施設等に対し、体制整備等についてのノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時には脳死判定を行う医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を実施し、各地域における臓器提供施設の連携体制の中心的施設を定め、連携を強化する。
- ② 普及啓発等事業費 25百万円(25百万円)
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益財団法人日本臓器移植ネットワーク、②国
- ◆ 補助率: 定額、1/2

○ 歯科保健医療の推進

➤ 健康寿命延伸に向けた、生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡充 8020運動・口腔保健推進事業

令和5年度当初予算案 11億円(8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 8020運動推進特別事業: 都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行う(平成12年度から実施)。
- 都道府県等口腔保健推進事業: 「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年公布・施行)に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が求められていることも踏まえ、自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業【拡充】

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。令和5年度は、各都道府県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会の設置に係る費用を拡充する。

- 補助対象: 都道府県 [補助率: 定額]
- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

- 1) 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
 - ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等
- 2) 次期国民歯科保健運動の展開
 - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び歯科・歯科連携の取組に対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

補助対象: 都道府県、政令市、特別区、市町村
(※補助メニューによって異なる)

補助率: 1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業【拡充】
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 歯科疾患予防等事業
 - ① 歯科疾患予防事業【拡充・補助要件見直し】
 - ② 歯科健診事業【新規】
 - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
 - ① 歯科保健医療推進事業【市町村補助要件見直し】
 - ② 歯科医療技術者養成事業【補助要件見直し】
 - III 歯科口腔保健推進体制強化事業【市町村補助要件見直し】
 - IV 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業【拡充・補助要件見直し】
 - ② 多職種連携等調査研究事業【補助要件見直し】

※2)の事業の実施にあたっては、都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整する。



拡充

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （就労世代の歯科健康診査等推進事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 3.4億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について記載された。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
（根拠法） 歯科健診	乳幼児歯科健診 （母子保健法） （※下線部は受診が義務）	学校歯科健診 （学校保健安全法）	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 （高齢者の医療の確保に関する法律）
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診 （健康増進法）	

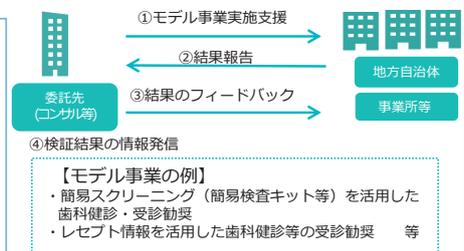
- ◆ 職域での歯科健診がなく（一部を例外あり）、歯科健（検）診の受診率が低い。
- ◆ 歯周病の罹患率割合が高い。

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健（検）診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

2 事業の概要、実施主体

事業概要

- 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業
 - ▶ 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（歯科健診対象者の拡大等、歯科健診の受診率向上に向けた取組を検討している自治体を含む）を支援（令和5年度はモデル事業実施規模を拡大）。
- 歯科健診の意義（重要性）や歯科健診の効果的な実施方法等の情報発信
 - ▶ 就労世代の歯科健診等の実施率・受診率の向上のため、モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証
 - ▶ 歯科健診の意義や歯科健診の効果的な実施方法を関係者への情報発信を実施（令和5年度新規）



新規

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 2.0億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で75.2%（R2地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。

自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

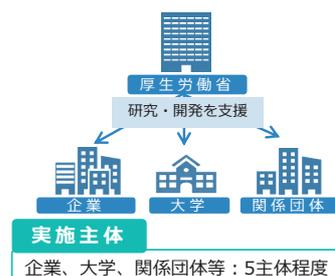
2 事業の概要・スキーム・実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



令和5年度当初予算案 23百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 口腔の健康を保つためには、歯科健診等による歯科疾患の早期発見とともに、歯科疾患の予防を効果的に行うための歯科保健指導が重要である。
- 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書」（令和4年）において、自治体における歯科疾患の予防・重症化予防の取組をさらに進める必要が示されている。
- 「骨太の方針2022」においても、「オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実」と記載されており、今後は歯科保健指導の取組を一層進める必要がある。
- 効果的な歯科保健指導を行うためには、ライフステージに応じて必要な情報をわかりやすく伝え、個々の対象者の特性にあわせて個人の行動変容につながるような適切な方法で実施する必要があるが、成人期以降は、自治体等で活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルは作成されていない。

乳幼児期	学齢期	～74歳	75歳以上
「幼児期における歯科保健指導の手引き」（平成2年）	「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」（平成23年）	「歯周病検診マニュアル2015」	「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）

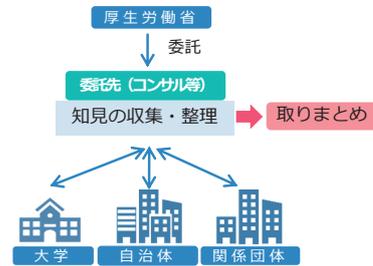
※ 歯科保健指導に関する具体的な記載がない又は少ない。

➤ ライフステージの特性を踏まえつつ、全ライフステージで活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルを作成

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ ライフステージの特性を踏まえ、新たな知見等の収集を行い、行動変容の技法の応用なども含め、歯科保健指導の方法について検討を行う。また、それらについて、自治体等が活用可能となるように取りまとめる。
- ◆ 検討にあたっては、ICTを活用した歯科保健指導の方法についても検証する。
（特に対策を強化する内容のイメージ）
 - ・ 成人期：歯周疾患検診等の歯科健診後の歯科保健指導において活用することを想定し、歯周病と糖尿病など全身の健康との関連なども含めて指導内容の検討。
 - ・ 高齢期：後期高齢者を対象とした歯科健診やオーラルフレイル等の口腔機能に関する歯科保健指導についての知見の整理・検討。



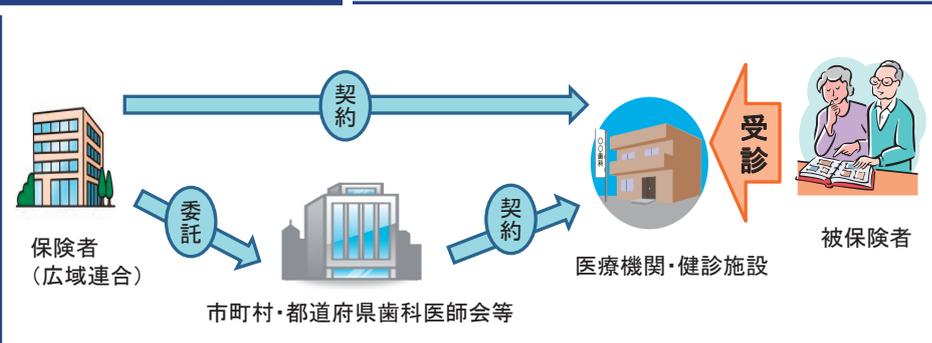
後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

令和5年度当初予算案 7.0億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施することとし、広域連合に対して国庫補助を行う。
※経済財政運営と改革の基本方針2022
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、厚生労働省において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
（例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定））咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
 補助率：1/3
 負担割合：国1/3、
 地域措置1/3
 保険料1/3
 事業実績：実施広域連合数
 47(平成30年度)
 47(令和元年度)
 44(令和2年度)
 46(令和3年度)

➤ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

歯科医療提供体制構築推進事業 医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 2.6億円（2.6億円） ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の背景・課題

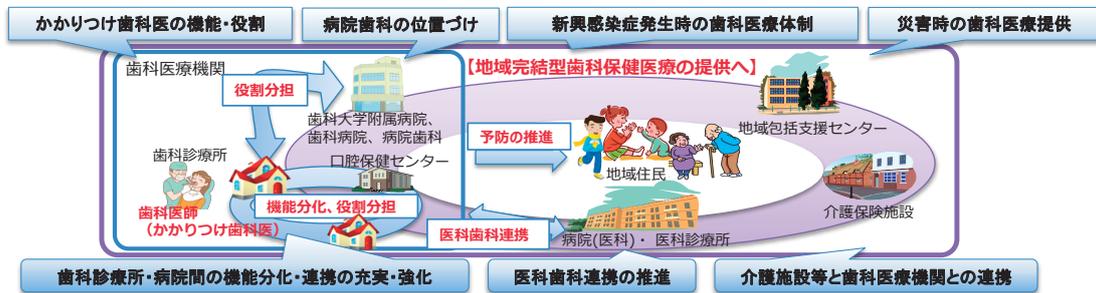
少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

2 事業の概要・実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

補助対象事業のイメージ（補助対象：都道府県 補助率：1/2相当）

- ・ N D B（National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース）や K D B（Kokuho Database; 国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



○ 食の安全・安心の確保

➤ 残留農薬の試験法・規格基準策定の推進

新規 残留農薬基準試験法の情報収集及び活用に関する検討事業 医薬・生活衛生局食品基準審査課（内線2444）

令和5年度当初予算案 20百万円（—） ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 残留農薬基準に基づき、国内食品の残留農薬を測定するためには、農薬有効成分及び食品を対象とした試験法が必要。しかし、これら試験法の開発にはコストと時間がかかるため、全ての基準に設定できていない。（約170品目が試験法未設定、試験法の設定は年に10品目程度）
- ・ 一方で、厚生労働省が試験法を設定していない農薬有効成分及び食品であっても、農薬企業が自社開発した試験法や海外当局が設定した試験法など、化学的に測定が可能な手法が既に存在していると考えられる。
- ・ 企業による試験法を収集するための体制を整備し、収集・整理した試験方法を、参照しやすい形で公開することで、国内食品の残留農薬について、測定可能な範囲を拡大することを目的とする。

2 事業の概要



事業の概要

- ・ 企業が開発した試験法の公開に関する課題を検証。
- ・ 企業が試験法を提出する際のフォーマットを作成。
- ・ 海外当局が設定している試験法の選定、収集。
- ・ これら試験法を集約してHP等で公表。

3 事業効果、実施主体

事業効果

- ・ 厚生労働省による試験法が設定されるまでの間、既存の試験法を活用することで、国内食品の残留農薬を測定できる範囲が拡大。
- ・ 食品流通企業や地方自治体などがこれら試験法を用いて測定を行うことで、国内における残留農薬の自主検査が促進。
→ 基準値を超えている食品が減少し、**国内流通食品の安全性が向上**
- ・ また、将来的に厚生労働省による試験法を開発する際、収集した既存試験法を参照できる。

実施主体（委託）

民間団体等

➤ 輸入食品の監視体制の確保

医薬・生活衛生局検疫所業務課
(内線2467)

食の安全・安心の確保・輸入食品の監視体制の確保

令和5年度当初予算案 19億円 (19億円) ※ () 内は前年度当初予算額
※ 令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

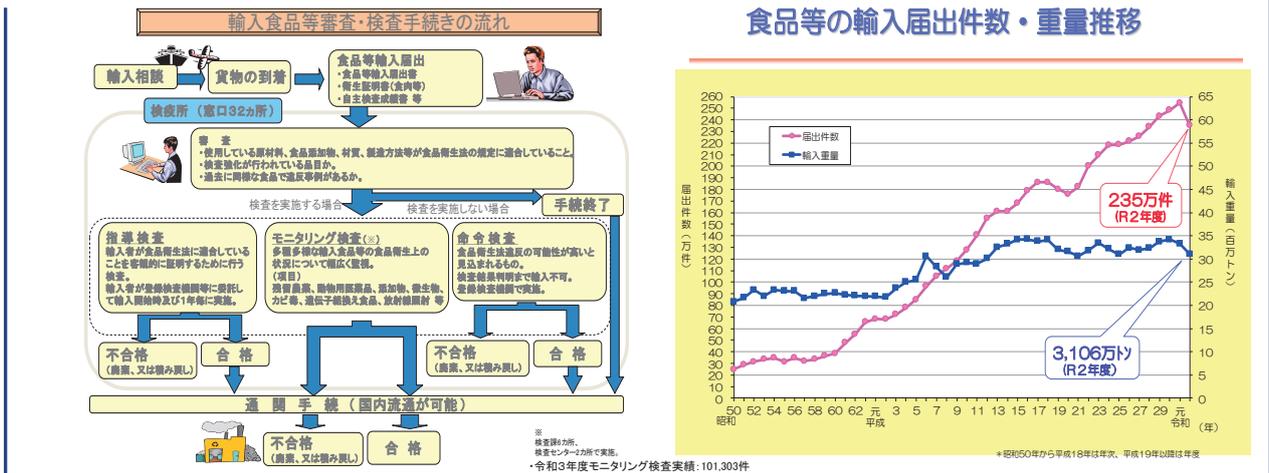
1 事業の目的

我が国には、世界各国 (約200カ国) から年間235万件、3,106万トン (令和2年度実績) の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定 (TPP11、日EU・EPA、RCEP等) の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保等を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。

3 事業のスキーム・事業主体等



○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開
➤ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進

UHC達成支援事業

大臣官房国際課 (内線7320)

令和5年度当初予算案 1.7億円 (2.4億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 先般のエボラ出血熱の流行については、保健システムが脆弱な国で生じたことが事態を悪化させる要因であったと指摘されており、世界的なUHC達成の機運が高まっている。
- 持続可能な開発目標 (SDGs)、日本開催の平成28年G7サミットや令和元年G20保健大臣会合の中でも、UHCが重要なアジェンダとされ、日本として当該分野の取組に今後も注力する必要がある。
- しかし、概念あるいは抽象的目標としてのUHCに異論はないものの、何をどうするかについての実践的方策を日本から発信し、世界保健機関 (WHO) などが定める国際基準・規範に影響を及ぼした例は極めて限定的であるところ。
- 従って、新たな国際コミットメントへの我が国の貢献の具体化を推進するUHC達成支援事業を行う。
- 国民皆保険を61年前 (1961年開始) に達成した我が国が蓄積してきた知見や先進的な取組を世界と共有し貢献することで、本分野におけるイニシアチブを確保する。
- 本事業を通じて、各国の保健システム強化を支援することから、新型コロナウイルス感染症やそれ以外にも含めた感染症の拡大に備えて、引き続き本事業を実施することが必要。

2 事業のスキーム・実施主体等

国から世界保健機関 (WHO) へ拠出することで、
○UHC達成について、具体的な方策を提示・実践することにより、世界、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。
○国際社会から期待される役割を果たし我が国のプレゼンスを強化できる。
○生活習慣病対策など、特に途上国で取組が遅れている分野で日本がパイオニアとなり、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。



GARDP 拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

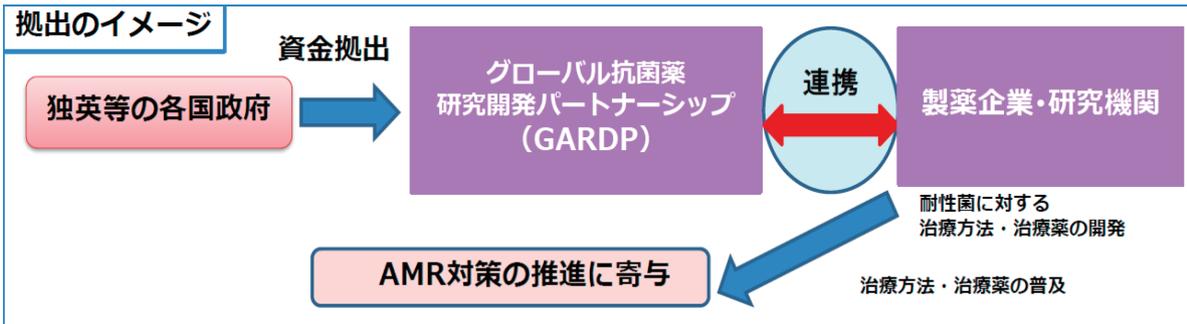
令和5年度当初予算案 2.5億円（1.9億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等がまん延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
その中で、GARDPは製薬企業等と連携して治療薬の開発を行い、実績を上げているところ。
連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)
拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)
事業実績:1.9億円(令和3年度実績)

感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI) 拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度当初予算案 8.4億円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 111億円

1 事業の目的

CEPI (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations) は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
日本、ノルウェー、ドイツ、英国、欧州委員会、オーストラリア、カナダ、ベルギー、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要スキーム・実施主体等

第1期(2017-2021年)

活用予算 23億ドル

日本はこのうち2.2億ドル(約243億円)(全体の約10%)を拠出

- ・既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献
- ・日本からニパウイルスワクチン開発プロジェクトが採択(東京大学)

第2期(2022-2026年)

目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会にて
今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・新たなワクチン製造技術の開発
- ・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・日本からコロナウイルスワクチン開発プロジェクトが採択(NEC)

実施主体:CEPI

拠出先:世界銀行

事業実績:2017年~2021年の5年で約243億の拠出

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣(当時)



Gaviワクチンアライアンス拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度当初予算案 41百万円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額

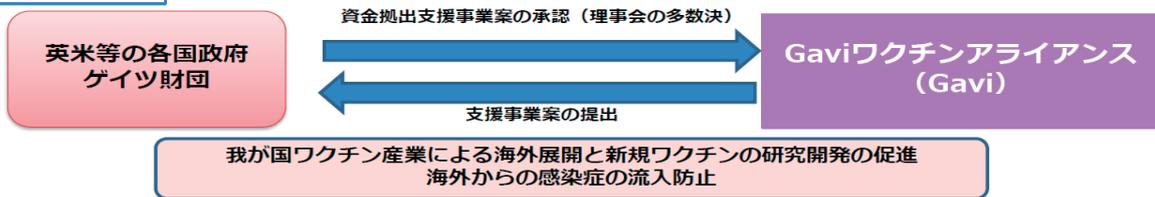
1 事業の目的

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。
 ※Gavi（Global Alliance for Vaccines and Immunization）とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。
 ①ワクチンプログラム
 乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など
 ②予防接種制度への投資
 遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など
 ③新型コロナウイルス感染症対策支援活動
 ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進 など
 ○2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをブレッジ（2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明）。
 なお、令和2年度第1・3次補正により2億ドルは措置済（外務省と折半）

拠出のイメージ



実施主体：Gaviワクチンアライアンス
 拠出先：Gaviワクチンアライアンス
 事業実績：10.8億円（令和3年度実績）

医療技術・制度・製品の国際展開支援、国際公共調達市場への参入支援

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

令和5年度当初予算案 4.4億円（4.3億円）※（ ）内は前年度当初予算額

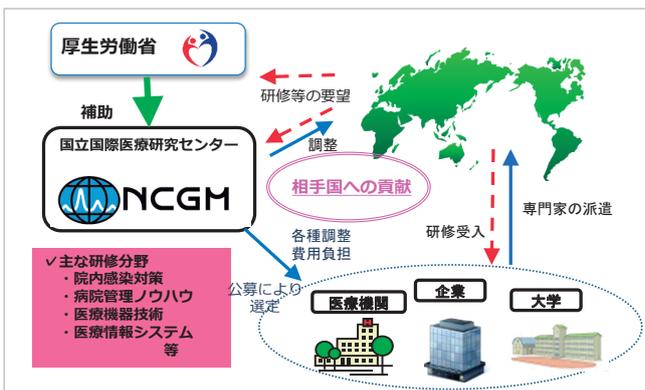
1 事業の目的

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国の保健省との協力関係の樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の相手国への派遣、相手国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国医療の国際展開に向け、国立国際医療研究センター（NCGM）が実施主体となり、
 - ①我が国医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療従事者等の諸外国への派遣、
 - ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れ、
 による研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。

実施主体：NCGM
 補助率：定額（10/10相当）



3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ**66,000人超**の医療従事者を育成
 ※R4新規事業。本年11月までに以下の取組を開始
- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去4年間（2018-2021）で **計27例**
 - ベトナム
 - EBUS技術料が保険収載 等
 - インドネシア
 - 保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術
 過去4年間（2018-2021）で **計63例**
 - ベトナム
 - 超音波気管支鏡機器(3台)
 - 補聴器(390台) 等
 - カンボジア
 - 血液検査装置(100台)

国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進事業 医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

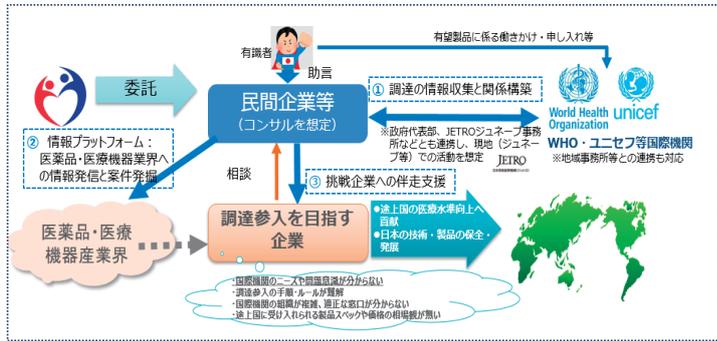
令和5年度当初予算案 80百万円（58百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新興国・途上国は、我が国の優れた医薬品／医療機器が医療水準の向上に貢献できる余地は大きい。**成長市場**としての観点のみならず、**国内市場が縮小**する中で、**感染症分野をはじめとした技術を我が国の企業が保持していく観点からも、新興国・途上国への展開は極めて重要。**
 - 一方、規制等の違い等から、新興国・途上国への日本企業の参入は容易ではない。
 - **国際機関等が実施する国際公共調達**の枠組を活用することは、上記理由を打破する有効な手段の一つであるが、日本企業には以下の課題があるため、**活用はほとんどなされていない。**
 - ✓ **ノウハウ欠如**：調達市場への参入には調達実施機関（WHO・国連等）からのタイムリーな情報入手が重要。特に、医療分野の調達は業事規制が絡むため他の分野より複雑。日本の産業界にはこれらに関する**知見やノウハウが蓄積・共有**されていない。
 - ✓ **個社による努力の限界**：知見やノウハウは企業の機密情報にもなるため、広く共有することが困難。企業を支援するコンサル企業も十分に育っていない。**個社一から対応するには大きな努力と時間を要するため、容易ではない。**施策として調達支援を実施している海外政府もある。
 - ✓ **国際機関との連携のハンデ**：国際機関内・間のネットワークは複雑かつ属人的であり、**国際機関との連携経験**が少ない日本企業にとって立ち回りが難しい。国際機関側も優れた技術・製品を求めているが、日本製品を認知する機会が非常に少ない。
- ⇒日本企業には、国際機関等が実施する国際公共調達に関する情報やノウハウが欠如しているため、以下3事業の実施により日本企業の国際公共調達参入を後押しする。

2 事業の概要・スキーム

- ① 国際機関における調達の**情報収集と関係構築**。
- ② 有望案件の掘り起こし、①等で得た情報の産業界への**情報提供**。（国際公共調達情報プラットフォーム（仮称））
- ③ 国際公共調達にチャレンジする日本企業への専門家による**伴走支援**。



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間企業
- ◆ 実施形態：委託

4 事業実績

※R4新規事業。以下の取組を実施予定。

- ◆ 国際公共調達に有用な情報を一元的に提供するプラットフォームの開設
- ◆ 専門家に対する相談や助言（伴走支援）の提供

○被用者保険への財政支援

保険局高齢者医療課（内線3137）

拠出金負担の重い被用者保険への財政支援

令和5年度当初予算案 820億円（820億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 高齢者医療特別負担調整交付金（100億円）＜平成29年度から開始＞

従来から、拠出金負担が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを設けていたところ、この仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。（補助率：1/2）
（事業実績）140保険者（令和3年度）



② 高齢者医療運営円滑化等補助金（720.4億円）＜（1）平成2年度から開始、（2）平成27年度から開始＞

被用者保険者の負担の重さに応じて、

（1）総報酬に占める前期高齢者納付金等の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期高齢者納付金負担の対前年度からの伸び率の急増等に着目した負担軽減（600億円）

を行う。（補助率：定額）

（事業実績）1,149保険者（令和3年度）



拡充

被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

令和5年度当初予算案 10億円（5.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行により、令和5年度は加入者の増に伴う法定給付費の増加による影響が満年度となることから、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着眼した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

